

壬生町子ども・子育て支援事業計画

す

く

す

く

み

ぶ

っ

こ

サポートプラン

～元気に育て みぶっこたち～



平成27年3月
壬生町

はじめに

少子高齢化が叫ばれて久しい昨今ですが、人口減少が急速に進み、現在の社会基盤が維持できないおそれがあるなどわが国の将来にとって大きな問題となりつつあり、少子化対策への取り組みは喫緊の課題となっております。

とりわけ子育て世帯への対応については、国においては子育て支援を社会保障の一つとして位置づけ、重点的な取り組みを推進していく必要があることから、新たな制度の構築を打ち出してきたところであります。



こうした背景から、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法をはじめとする子育て関連 3 法が成立し、保育所、幼稚園、認定こども園など教育・保育施設の利用にかかる統一した財政支援や地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を実施するため、市町村が地域のニーズに基づいた事業計画を策定することを義務づけ、消費税率引き上げ分を財源に充てるなど社会全体で費用負担を下支えして、平成 27 年 4 月から子育て支援新制度がスタートいたします。

本町においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間（前期 5 か年、後期 5 か年）を計画期間とした「次世代育成支援行動計画」を策定し、行政、地域、学校及び企業など社会全体で子どもの健やかな成長と安心して産み育てられるまちづくりにより、子育て環境日本一を目指し、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

この次世代育成支援行動計画での成果や方針を継承しつつ、子育て支援新制度に対応した新たなステップとして『一人ひとりに寄り添って、希望を未来につなぐ、壬生町子育て支援。』を基本理念に、「壬生町子ども・子育て支援事業計画 すくすく みぶっこ サポート プラン」を策定いたしました。今後は、この計画に盛り込まれた施策を具現化すべく、町民の皆様のご協力を得ながら子育て支援を推進してまいります。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました「壬生町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「壬生町子育て支援についてのアンケート調査」やパブリックコメント等にご協力をいただきました町民の皆様に心から感謝を申し上げます。今後とも町民の皆様には、本町の保健福祉行政の推進により一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

壬生町長 小 菅 一 弥

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	3
1 統計にみる壬生町の状況	3
(1) 人口	3
(2) 出生数、死亡数の推移《自然動態》	7
(3) 転入転出の状況《社会動態》	8
(4) 保育所・幼稚園の状況	9
2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果概要.....	10
(1) 調査概要	10
(2) 結果概要	11
3 壬生町次世代育成支援対策行動計画・後期行動計画の進捗状況と評価.....	17
(1) 壬生町次世代育成支援対策行動計画・後期行動計画の進捗状況	17
(2) 後期行動計画の保育事業にかかる数値目標の達成状況	18
4 現状からみた課題と今後の方向性	19
第3章 計画の基本理念と施策の体系.....	20
1 計画の基本理念	20
2 基本目標	21
3 施策体系	22
4 教育・保育提供区域の設定	24
(1) 前提条件	24
(2) 教育・保育提供区域の設定	25
第4章 施策の展開	26
1 子どもが心身ともに健やかに成長できる教育・保育環境の整備と子育て支援の推進【基本目標1】	26
(1) 多様なニーズに対応する教育・保育サービスの充実（主要課題1）	26
(2) 児童の健全育成の推進（主要課題2）	33
(3) 子育て相談・指導・情報提供体制の整備（主要課題3）	36
(4) 子どもの地域とのふれあいや社会参加の推進（主要課題4）	40
(5) 一般的な子育て家庭に対する経済的支援（主要課題5）	41
2 母性並びに子どもの健康の支援の推進【基本目標2】	43
(1) 子どもや母親の健康の確保（主要課題6）	43

(2) 思春期保健の充実（主要課題 7）	47
(3) 小児医療体制の整備（主要課題 8）	48
(4) 食育の推進（主要課題 9）	49
(5) 不妊・不育対策の推進（主要課題 10）	50
3 安心して、妊娠、出産、子育てのできる生活環境の整備【基本目標 3】	51
(1) 子育て家庭の住環境と親子の居場所の整備（主要課題 11）	51
(2) 安全な道路・交通環境の整備（主要課題 12）	53
(3) 防犯環境の整備（主要課題 13）	54
(4) 仕事と子育ての両立の推進（主要課題 14）	55
(5) 男女共同による子育ての推進（主要課題 15）	56
4 子どもの人権・安全の確保と保護を必要とする児童・家庭への支援の推進【基本目標 4】	57
(1) 児童虐待の予防・対応の推進（主要課題 16）	57
(2) 交通安全・防犯対策の推進（主要課題 17）	58
(3) 子どもの人権擁護の推進（主要課題 18）	60
(4) 青少年健全育成の推進（主要課題 19）	61
(5) ひとり親家庭の自立支援（主要課題 20）	63
(6) 障がい児及び家庭への支援（主要課題 21）	64
第 5 章 本計画における目標事業量（再掲）	67
1 特定・教育保育事業	67
2 地域子ども・子育て支援事業	68
第 6 章 推進体制	71
1 計画の推進体制	71
2 情報提供・周知の方法	71
3 計画の評価・検証	71
巻 末 資 料	73
壬生町子ども・子育て会議条例	75
壬生町子ども・子育て会議委員名簿	77
壬生町子ども・子育て支援事業計画策定の経緯	78

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の人口は平成 17 年に減少局面に入り、少子化問題は、社会のサステナビリティ（持続可能性）を揺るがしかねない課題となっています。平成 24 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）は 1.41 と、平成 23 年の 1.39 より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な 2.07 を大きく下回る状態が続いています。

その一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育ての不安を抱える保護者の増加により、児童人口は減少する傾向が続いているのに反して、教育・保育サービスに対するニーズは増加する傾向がみられます。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められました。

平成 24 年 8 月には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、地域の様々な子育て支援の量的拡充や質の向上を図り、地域に応じた子育て支援を総合的に推進していくことが目指されています。

本町では、平成 22 年 3 月に「壬生町次世代育成支援行動計画・後期行動計画」として、「すこやか みぶっこ 育成プラン」を策定し、「みんなで育てよう ～未来を担う みぶっこたち～」をスローガンに、子育て環境日本一を目指し、町民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

「壬生町子ども・子育て支援事業計画 すくすく みぶっこ サポートプラン」は、「壬生町次世代育成支援行動計画（後期計画）」が期間満了を迎えるにあたり、国の新たな制度への対応を図るだけでなく、母子保健分野における取り組みも踏まえた、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する積極的な姿勢を堅持していくための指針として策定するものです。

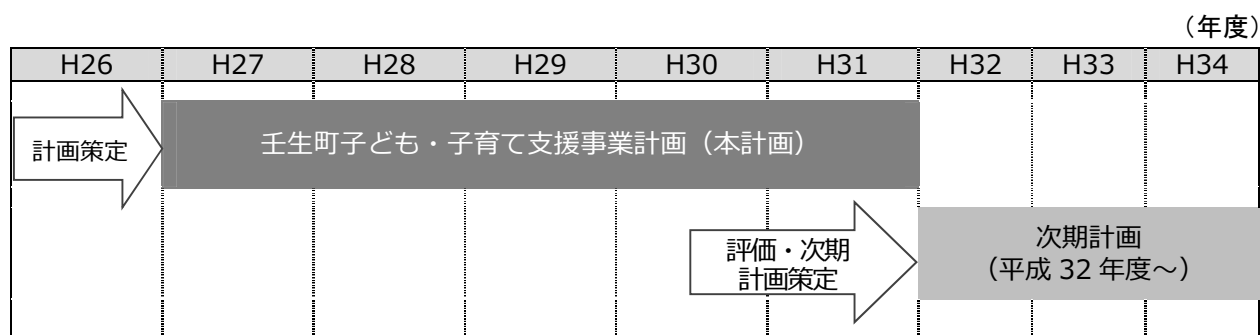
2 計画の位置づけ

本計画は、前項でも示したように、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画とを、一体のものとして策定したものです。したがって本計画は、「壬生町次世代育成支援行動計画・後期行動計画」の考え方を継承し、壬生町における、今後の子育て支援の基本的方向性を示すとともに子育てに関わる様々な具体的施策を進めていくための基本的、総合的計画となります。

また、本計画は、上位計画である「壬生町第 5 次総合振興計画」や、その他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行い次期計画へと繋げていきます。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「壬生町子ども・子育て会議」を設置し、学識経験者や教育・保育の関係者、保護者、行政関係者等からの意見を踏まえて検討を行い、策定しました。

また、策定にあたっては、未就学児童の保護者 1,000 人を対象に実施した「壬生町子育て支援についてのアンケート調査」やパブリックコメントの実施等を通じ、広く町民の意見の反映に努めます。

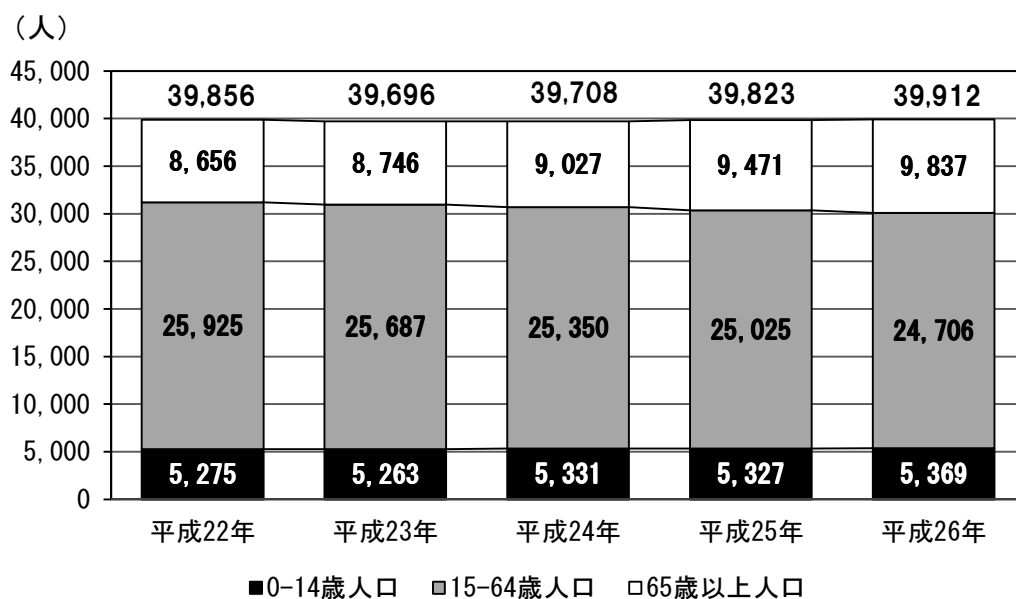
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 統計にみる壬生町の状況

(1)人口

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移¹

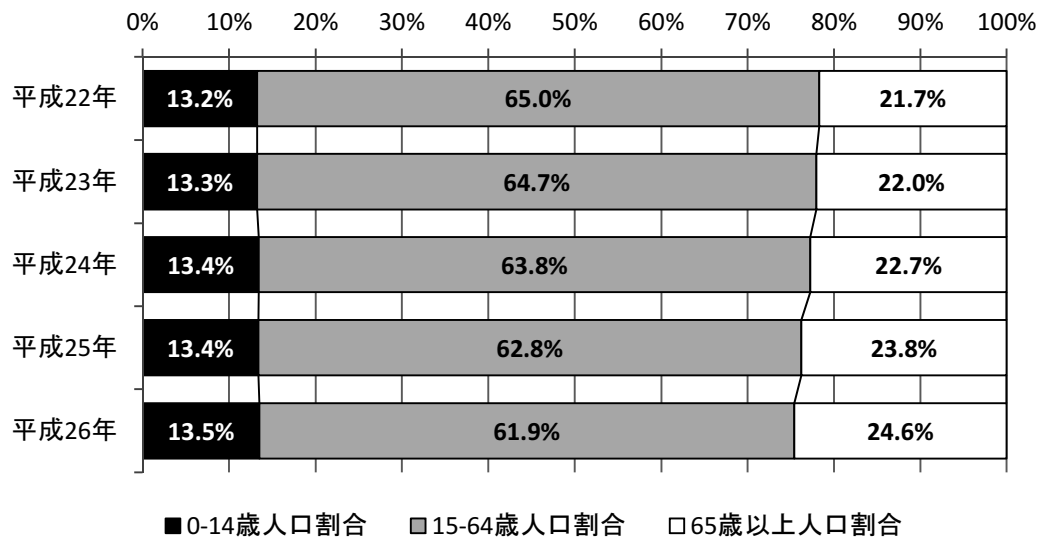
平成22年から平成26年までの本町の総人口の推移をみると、平成23年までは減少傾向にありましたが、平成24年からはわずかですが上昇に転じています。年齢3区分別では、0歳-14歳の年少人口が増減する中、平成26年には増加に転じています。また、65歳以上の高齢者人口は総人口が減少する中でも増加する傾向が続いています。これに対して、15歳-64歳の生産年齢人口は平成22年以降減少する傾向が続いています。



¹ 各年とも壬生町住民基本台帳人口（外国人を含む）における4月1日時点のデータ。

② 年齢3区分別人口割合の推移²

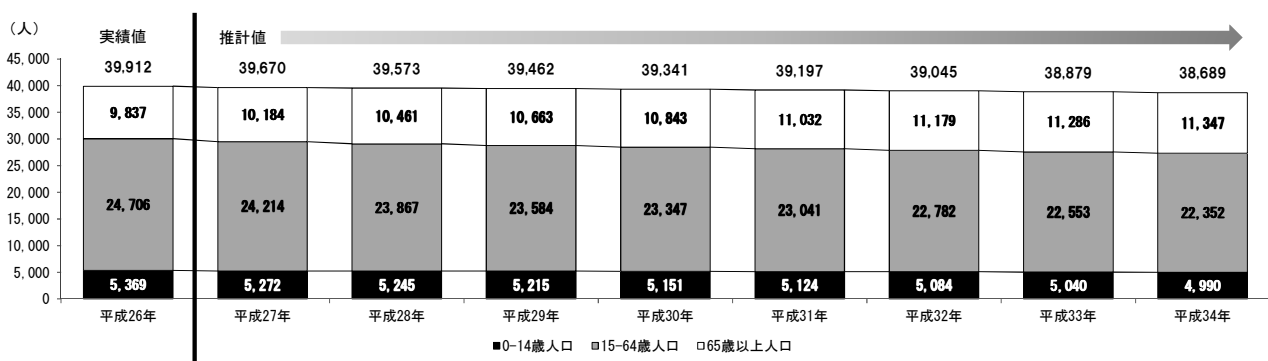
年齢3区分別人口の割合をみると、0歳-14歳の年少人口の割合は、平成22年から平成26年まで13.2%～13.5%と微増の状況ですが、15歳-64歳の生産年齢人口割合は減少傾向が続いているのに対して、65歳以上の高齢者人口の割合は増加する傾向が続いています。



③ 年齢3区分別人口推移の推計値³

平成27年から平成34年までの人口推計をみると、総人口は年々減少する傾向にあり、平成31年には39,197人になると予測されています。

年齢3区分別では、0歳-14歳の年少人口及び15歳-64歳の生産年齢人口は減少し、65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっており、さらに少子高齢化が進行するものと予測されます。

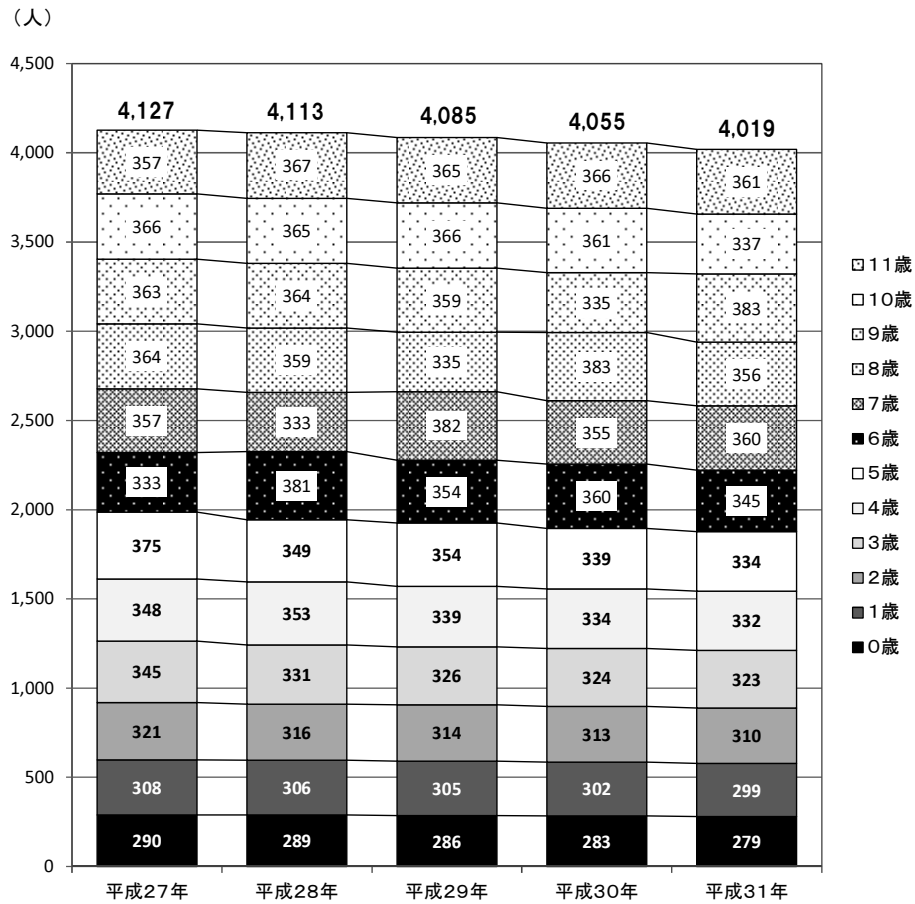


² 各年とも壬生町住民基本台帳人口（外国人を含む）における4月1日時点のデータ。

³ 過去5年間の壬生町住民基本台帳人口（外国人を含む）の推移を基にコーホート変化率法により推計した予測値。

④ 0歳-11歳児童人口推移の推計値⁴

0歳-11歳の児童人口推移の推計値をみると、平成27年の4,127人から平成31年には4,019人と、108人減少すると予測されています。年齢層によっては増加が見込まれる年もありますが、総数は減少傾向にあると予測されます。

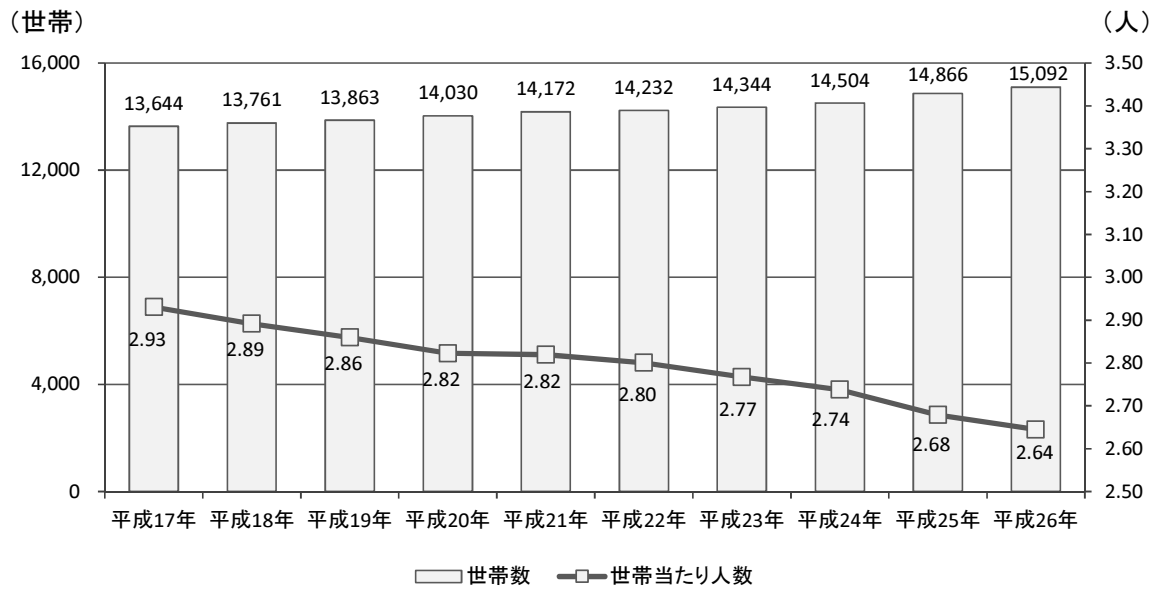


⁴ 過去5年間の壬生町住民基本台帳人口（外国人を含む）の推移を基にコーホート変化率法により推計した予測値。

⑤世帯数と1世帯あたり人員の推移

平成17年以降でも世帯数は一貫して増加を続けていますが、その一方で1世帯あたりの人員は減少する傾向が続いています。

このことは、常に世帯数の増加率が人口の増加率を上回っていることを示しているとともに、本町における核家族化の進行と単独世帯の増加を意味しています。



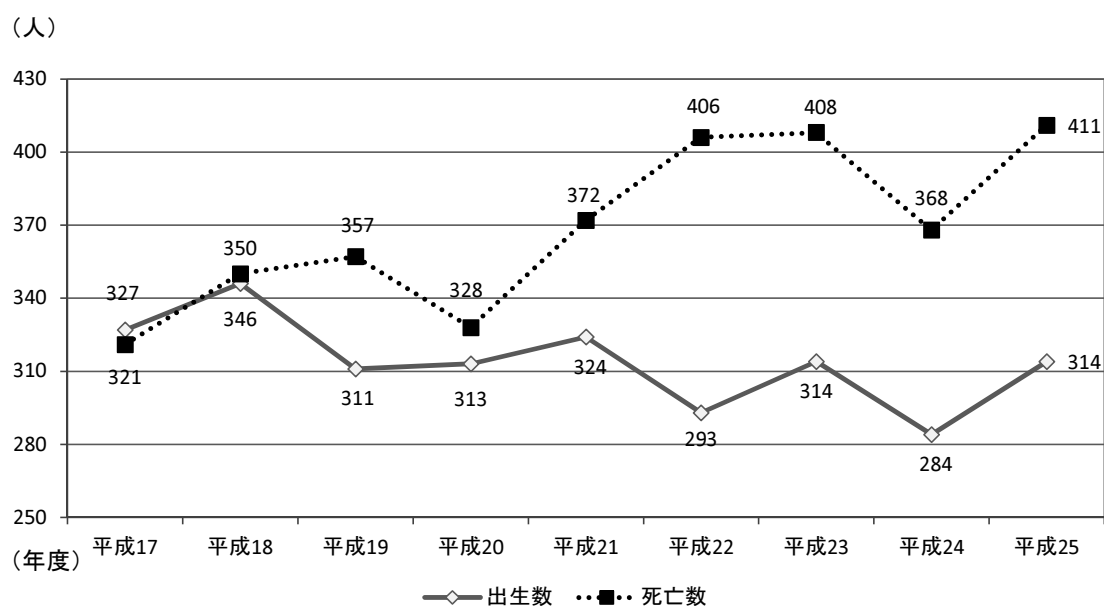
資料：壬生町住民基本台帳人口（外国人を含む）

(2) 出生数、死亡数の推移《自然動態⁵⁾》

平成 17 年度から平成 25 年度までの自然動態をみると、平成 18 年度以降は死亡数が出生数を上回る自然減の傾向となっています。

出生数については、年々増減を繰り返しながらも、中長期的にはゆるやかな減少傾向にあることがうかがわれます。平成 25 年度では 314 人と、最も多い平成 18 年度の 346 人と比べると、32 人少なくなっています。

一方、死亡数については、やはり年に応じて増減を繰り返しながらも中長期的には、ゆるやかに増加する傾向にあります。平成 25 年度では 411 人と前年を 43 人上回り、最も少なかった平成 17 年度の 321 人と比べると、90 人多くなっています。



(人)

年度	出生数	死亡数	自然増減 (出生－死亡)	人口	人口の増減 (対前年)
平成17年度	327	321	6	39,986	75
平成18年度	346	350	▲ 4	39,795	▲ 91
平成19年度	311	357	▲ 46	39,645	▲ 150
平成20年度	313	328	▲ 15	39,609	24
平成21年度	324	372	▲ 48	39,962	293
平成22年度	293	406	▲ 113	39,856	▲ 106
平成23年度	314	408	▲ 94	39,696	▲ 160
平成24年度	284	368	▲ 84	39,708	12
平成25年度	314	411	▲ 97	39,823	115

資料：壬生町住民基本台帳人口（外国人を含む）

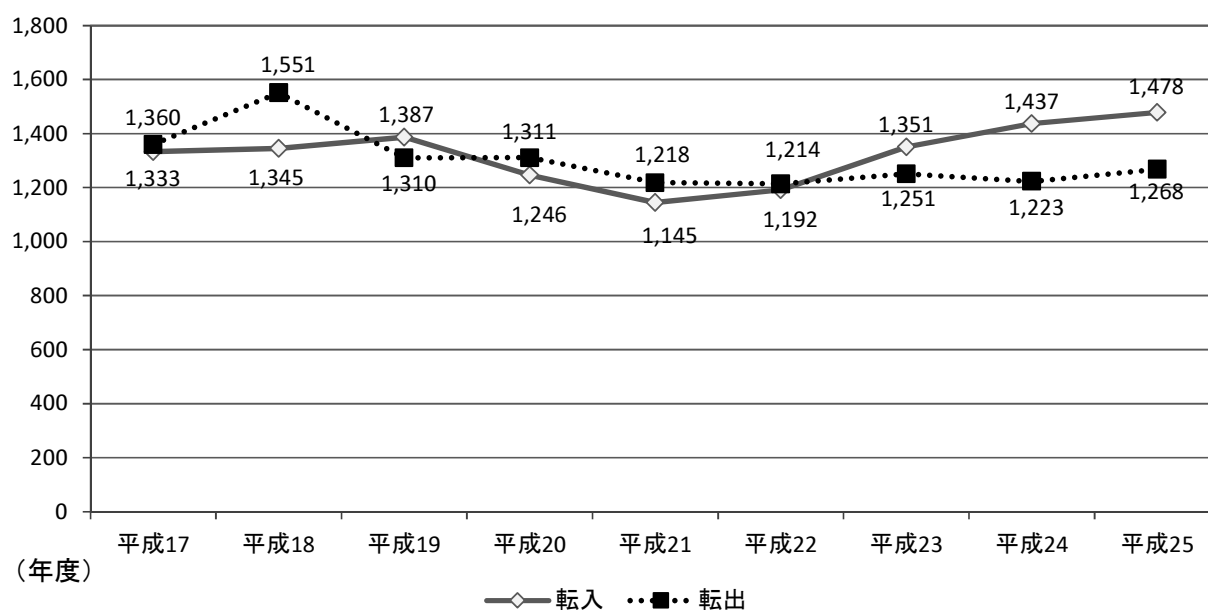
⁵⁾ 自然動態：出生・死亡による人口増減のこと。

(3) 転入転出の状況《社会動態⁶》

平成 17 年度から平成 25 年度までの本町の社会動態をみると、転出、転入ともに増減を繰り返し、平成 23 年度以降は転入者数が転出者数を上回っています。

転入者数は平成 21 年度の 1,145 人を底に増加に転じており、平成 25 年度は 1,478 人に達し、同年度の転出者数を 210 人上回っています。転出者数は平成 18 年度の 1,551 人をピークとして、以後多少増加した年もありますが、概ね減少する傾向が続いています。

(人)



(人)

年度	転入	転出	社会増減 (転入者－転出者)	人口	転出入割合※
平成17年度	1,333	1,360	▲ 27	39,886	-0.07%
平成18年度	1,345	1,551	▲ 206	39,795	-0.52%
平成19年度	1,387	1,310	77	39,645	0.19%
平成20年度	1,246	1,311	▲ 65	39,669	-0.16%
平成21年度	1,145	1,218	▲ 73	39,962	-0.18%
平成22年度	1,192	1,214	▲ 22	39,856	-0.06%
平成23年度	1,351	1,251	100	39,696	0.25%
平成24年度	1,437	1,223	214	39,708	0.54%
平成25年度	1,478	1,268	210	39,823	0.53%

※転出入割合＝社会増減÷人口×100

資料：壬生町住民基本台帳人口（外国人を含む）

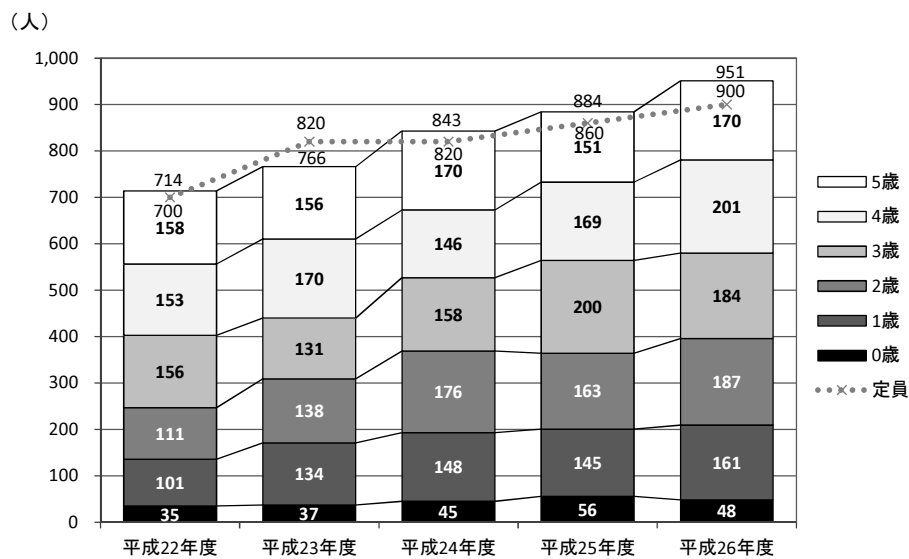
⁶ 社会動態：転出入などの社会的条件による人口増減のこと。

(4) 保育所・幼稚園の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在、町内には 10 か所の認可保育所（町立 5、私立 5）、4 か所の幼稚園が存在しますが、各施設への児童の入所入園の状況をみると、保育所への入所児童数は平成 22 年度以降、毎年増加する傾向にあります。幼稚園への入園児童数は、平成 26 年度は増加に転じましたが、平成 22 年度から平成 25 年度までは毎年減少する傾向にありました。

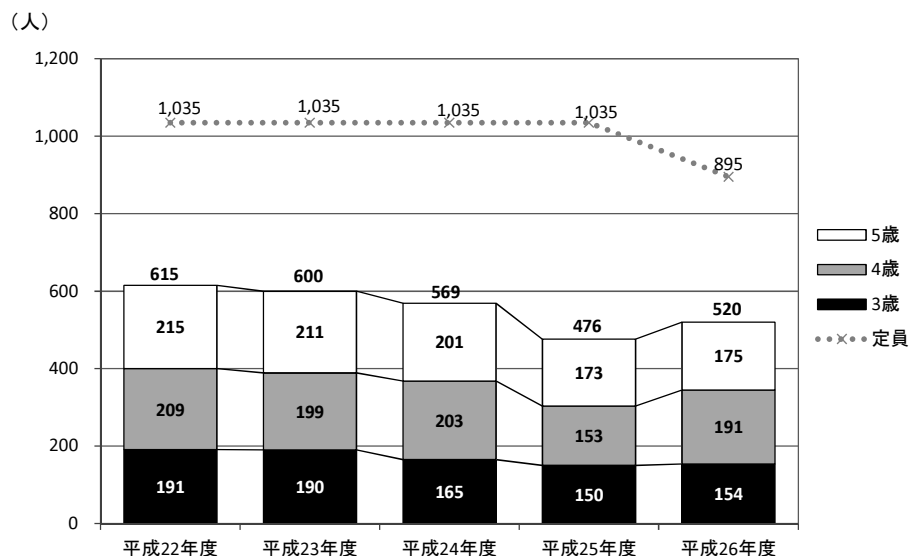
また、保育所では平成 24 年度以降受入人数が定員を上回っているのに対して、幼稚園の受入人数は定員を大幅に下回っています。

保育所への年齢別入所児童数と定員



資料：壬生町民生部こども未来課

幼稚園への年齢別入園児童数



資料：壬生町民生部こども未来課

2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果概要

(1)調査概要

【調査方法】

(1)調査対象者	町内在住の就学前の児童から無作為抽出
(2)調査対象者数	1,000件
(3)調査方法	郵送による配布・回収
(4)調査実施期間	平成25年12月7日(土)～平成25年12月24日(火) ※ただし、12月27日(金)到着分まで集計に反映

【回収状況】

発送数	回収数	回収率
1,000件	547件	54.7%

【調査項目】

1. お子さんご家族の状況について
2. 子どもの育ちをめぐる環境について
3. 保護者の就労状況について
4. お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
5. 町立保育所について
6. お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について
7. お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育の利用希望について
8. お子さんの病気の際の対応について
9. お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
10. 5歳以上のお子さんの小学校入学後の放課後の過ごし方について
11. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について
12. 子育て全般について

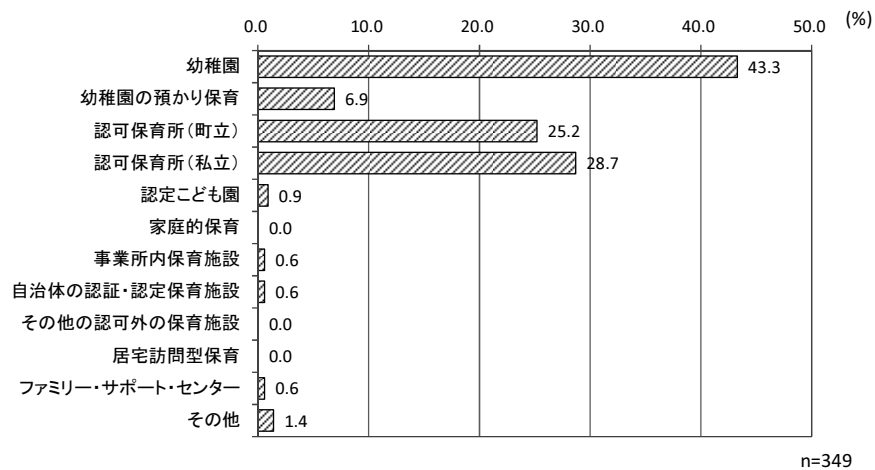
(2)結果概要

① 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況と今後の利用意向

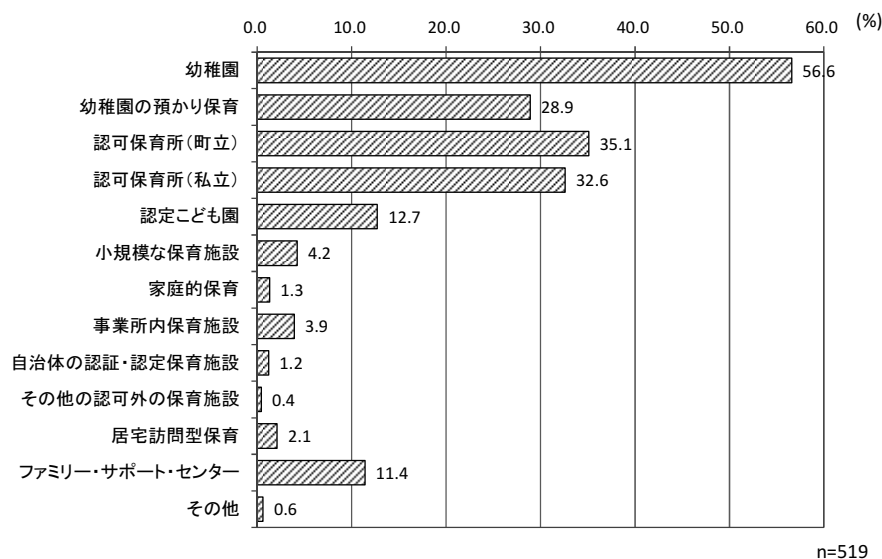
現在、定期的に利用している教育・保育事業で最も利用しているという回答が多かったのが「幼稚園」の43.3%ですが、「認可保育所（私立）」が28.7%、「認可保育所（町立）」が25.2%で、これを合わせると「認可保育所」を利用しているという回答が53.9%で最も多くなります。それ以外では、「幼稚園の預かり保育」が6.9%となっています。

これに対して、今後、定期的に利用したい施設を挙げてもらったところ、最も回答が多かったのは「幼稚園」の56.6%となっています。また、「認可保育所（町立）」が35.1%、「認可保育所（私立）」が32.6%と保育所の利用希望はいずれも30%台となっており、これを合わせると67.7%で幼稚園を上回ります。それ以外では、「幼稚園の預かり保育」が28.9%、「認定こども園」が12.7%、「ファミリー・サポート・センター」が11.4%となっています。

現在の定期的な平日の教育・保育の利用状況（複数回答）



今後の定期的な平日の教育・保育の利用意向（複数回答）

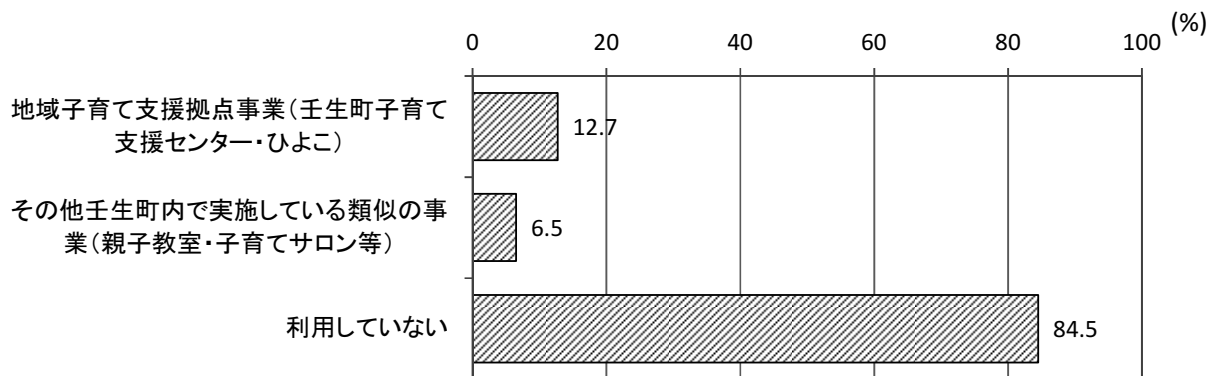


② 地域の子育て支援事業の利用状況と今後の利用意向

地域子育て支援拠点事業（町子育て支援センター・ひよこ）を利用しているという回答は12.7%、その他町内で実施している類似の事業を利用しているという回答は6.5%でした。逆に、それらを利用していないという回答は84.5%となっており、これらの事業の内容やPR方法等に課題があることを示す結果となっています。

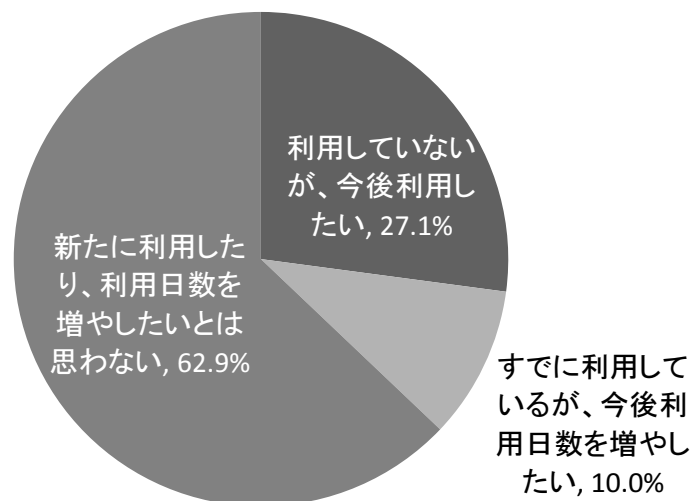
今後の利用意向については、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した人は10.0%、「利用していないが、今後利用したい」と回答した人が27.1%で、合わせて37.1%が利用の意向があるという結果ですが、残る62.9%の人は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と回答しています。

地域子育て支援拠点事業等の利用状況（複数回答）



n=536

地域子育て支援拠点事業等の利用意向



n=520

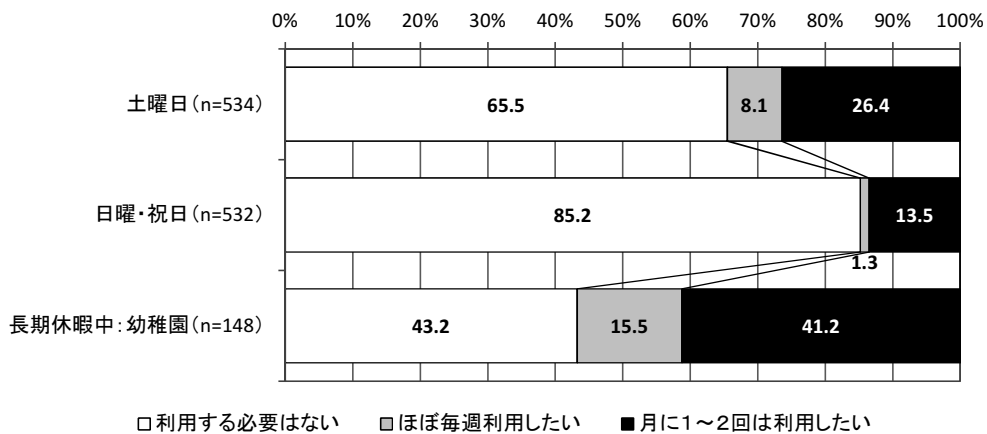
③ 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用意向

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向について、65.5%は「利用する必要はない」と回答しています。「ほぼ毎日利用したい」という回答は8.1%に留まっており、「月に1～2回は利用したい」という回答は26.4%で、合わせて34.5%が利用意向を表明しています。

日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向では、85.2%は「利用する必要はない」と回答しており、日曜・祝日の利用意向は、「ほぼ毎日利用したい」が1.3%、「月に1～2回は利用したい」が13.5%と、土曜日の利用意向の半分程度となっています。

幼稚園を利用している人の夏休みや冬休み等の長期休暇中の教育・保育事業の利用意向については、休みの期間中「ほぼ毎日利用したい」が15.5%、「週に数日利用したい」が41.2%で、利用意向のある回答が56.7%と5割を超える結果となっています。

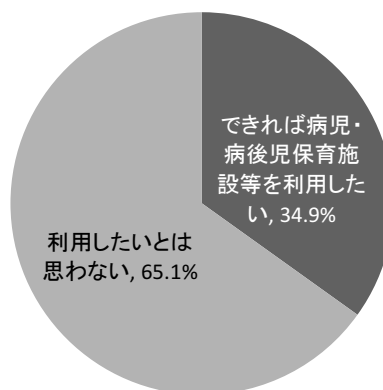
土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用意向



④ 病児・病後児保育事業の利用意向

子どもが病気やケガの場合の対処方法で「父親が休んだ」か「母親が休んだ」と回答した人で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人は34.9%となっています。

病児・病後児保育施設の利用意向



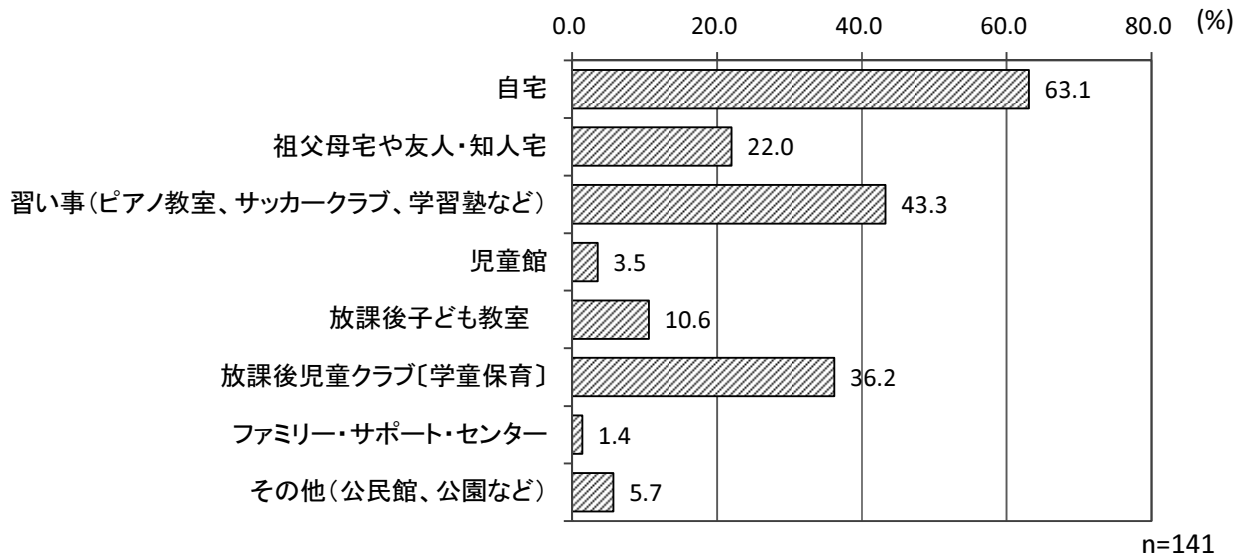
n=186

⑤ 放課後の過ごし方（5歳児以上限定）

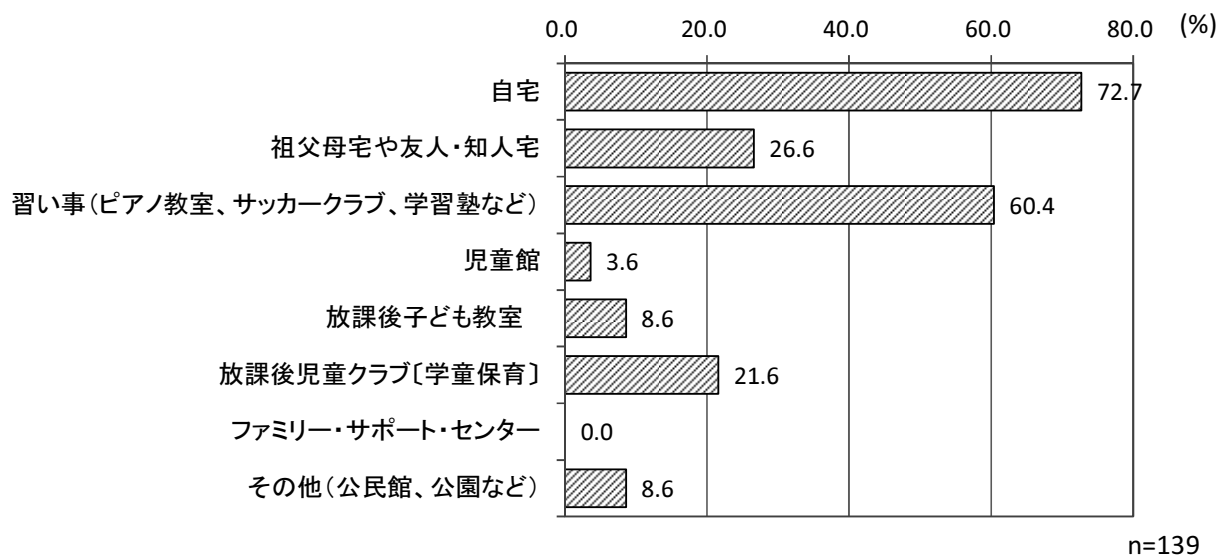
小学校低学年（1～3年生）の時、子どもを過ごさせたい場所として最も回答が多かったのは「自宅」の63.1%で、以下、「習い事」が43.3%、「放課後児童クラブ」が36.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が22.0%、「放課後子ども教室」が10.6%となっています。

小学校高学年（4～6年生）の時、子どもを過ごさせたい場所として最も回答が多かったのは「自宅」の72.7%で、以下、「習い事」が60.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」が26.6%、「放課後児童クラブ」が21.6%となっていて、低学年時に比べて「放課後児童クラブ」の回答割合が低くなっています。

放課後を過ごさせたい場所（低学年時：複数回答）



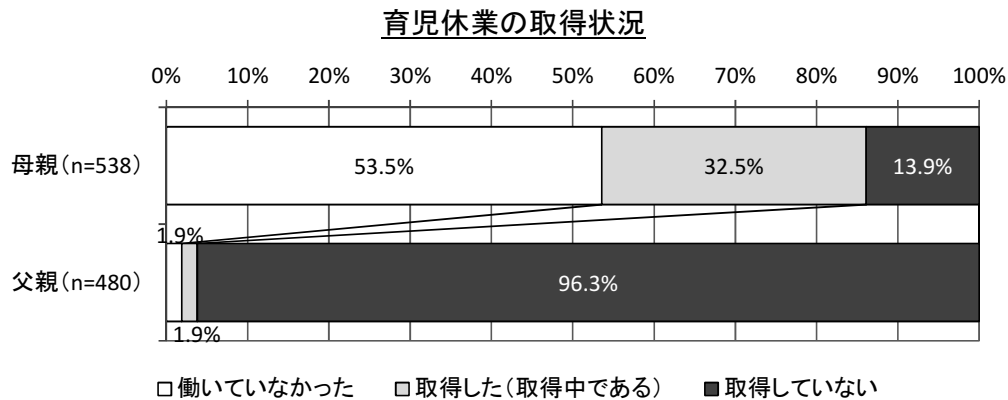
放課後を過ごさせたい場所（高学年時：複数回答）



⑥ 育児休業の利用状況

子どもが生まれた時、育児休業を取得したかどうかを質問したところ、母親では32.5%が「取得した（取得中である）」と回答していますが、53.5%は「働いていなかった」と回答し、13.9%は「取得していない」と回答しています。

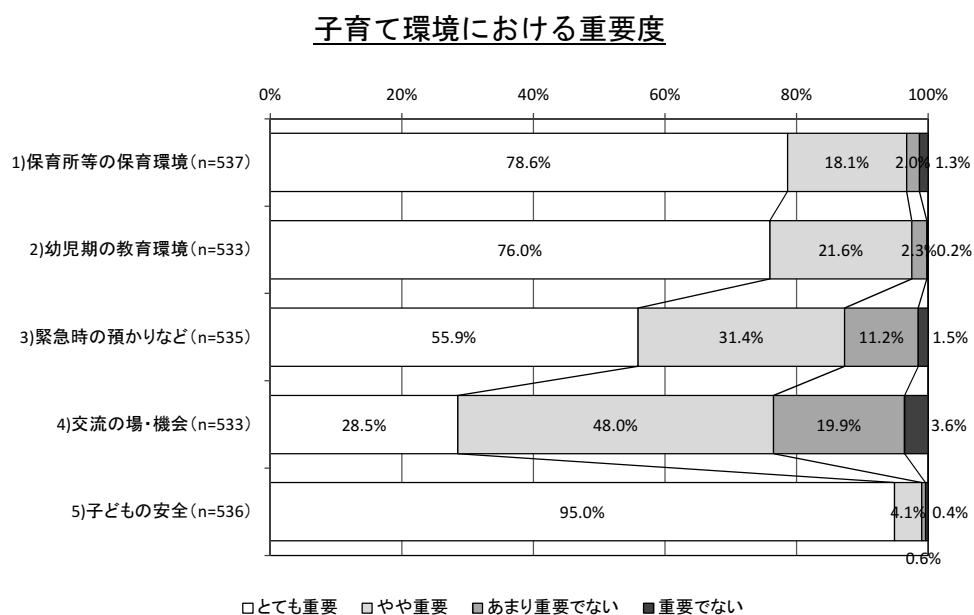
一方、父親では、96.3%が「取得していない」と回答しており、「取得した（取得中である）」という回答は1.9%のみでした。



⑦ 子育て環境における重要度

本町の子育て環境について、5項目に分けて、項目別に今後の重要度を質問したところ、「子どもの安全」で「とても重要」と回答した人が95.0%に達しており、他の項目より重要度が高いとみなされていることがわかります。また、それ以外の項目についても重要度の評価としてはいずれも高いことがわかる結果となっています。

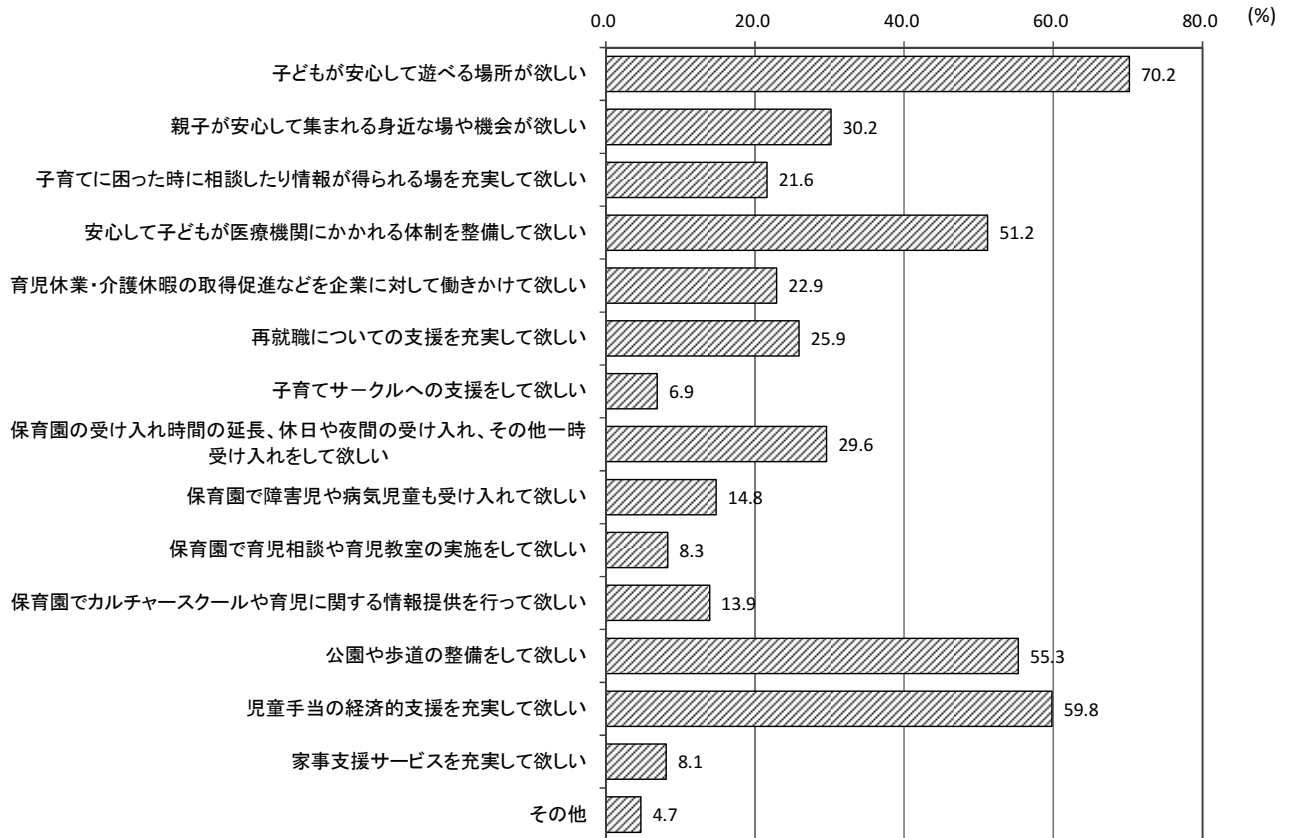
「保育所等の保育環境」は78.6%が「とても重要」、18.1%が「やや重要」と回答しています。また、「幼児期の教育環境」も76.0%が「とても重要」、21.6%が「やや重要」と回答しており、いずれも「とても重要」と「やや重要」の合計は95%を超える結果となっています。



⑧ 子育て支援でもっと力を入れてほしいこと

子育て環境でもっと力を入れてほしいものについては、「子どもが安心して遊べる場所が欲しい」が70.2%で最も多く、次に「児童手当の経済的支援を充実して欲しい」が59.8%、「公園や歩道の整備をして欲しい」が55.3%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」が51.2%と、これらの項目が5割を超える結果となっています。

子育て支援でもっと力を入れてほしいこと（複数回答）



n=533

3 壬生町次世代育成支援対策行動計画・後期行動計画の進捗状況と評価

(1) 壬生町次世代育成支援対策行動計画・後期行動計画の進捗状況

基本目標	施策	進捗状況
1. 子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備	①児童の健全育成の推進	児童館事業については、各種事業の内容の充実を図り、高評価を得ています。また、児童手当やこにちは赤ちゃん祝い金（出生時に1人につき1万円を支給）などの経済的支援を行っています。
	②子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の充実	外国語指導助手を各小中学校に配置するなど、学校教育環境等の充実を図っています。
	③家庭や地域の教育力の向上	就学時健康診断や小中学校の授業参観を利用し、保護者を対象とした子育て講座を開催するなど、家庭の教育力の向上に努めています。
	④子どもの地域とのふれあいや社会参加の推進	平地林を保全し、子どもたちに自然とのふれあいの場所を提供しています。
2. 母性並びに子どもの健康の支援の推進	①子どもや母親の健康の確保	妊婦健康診査、乳幼児健診を実施し、疾病等の早期発見や必要な保健指導、相談を行い、母子の健康保持増進に努めています。
	②思春期保健の充実	小中学校において、学校と家庭教育支援チームが連携し、子どもの豊かな心の育成に努めています。また、性教育・喫煙対策等、養護教諭と保健師が連携し健康教室を実施しています。
	③小児医療体制の整備	休日、夜間の救急医療対策として、在宅当番医師委託事業や、小児二次救急医療支援事業の運営により、小児医療も含めた医療体制の支援をしています。
	④食育の推進	町では壬生町食育推進計画を策定し、保育所、幼稚園、小中学校の給食の場で、食事の大切さや楽しさ、マナーについての教育を行っています。また、保護者に対しては、「食育だより」や「給食だより」を配布し、食に関する知識の普及や理解の促進、食育推進に向けたPRに努めています。
	⑤不妊対策の推進	平成19年4月から補助を実施しています。補助人数・補助額は年々増加しています。
3. 安心して子育てできる生活環境の整備	①子育て家庭の住環境の整備	御里土地区画整理事業については、公園、歩道の整備を行い、子育てに適した良好な住環境を整えました。事業については平成27年度中に完成予定です。
	②安全な道路・交通環境の整備	計画に基づき順次推進を図っています。
	③防犯環境の整備	計画に基づき順次推進を図っています。
	④仕事と子育ての両立の推進	みぶまち子育て応援ブックで制度の周知を図っています。
	⑤男女共同による育児の推進	両親学級を開催し、出産や子育てについて父親が学習できる場を提供しています。

基本目標	施策	進捗状況
4. 子ども等の人権・安全の確保	①児童虐待の予防・対応の推進	虐待の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関や関係団体と連携し対応しています。
	②交通安全・防犯対策の推進	乳幼児がいる家庭がチャイルドシートを購入した場合、購入費の一部を助成し交通安全の推進に努めています。
	③子どもの人権擁護の推進	小学生に対して「人権の花」運動などを実施し、人権思想の啓発に努めています。
	④青少年健全育成の推進	青少年健全育成の標語を募集するなど、普及啓発に努めています。
5. 保護を必要とする児童・家庭への支援の推進	①ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭医療費助成、児童扶養手当、遺児手当支給など実施しています。
	②障がい児及び家庭への支援	こども発達支援センター「ドリームキッズ」において、心身に障がいのある児童を対象に通所事業を実施しています。
6. 地域における子育て支援の推進	①多様なニーズに対応する保育サービスの充実	通常保育事業 平成26年度目標達成 延長保育事業 目標達成 放課後児童健全育成事業 目標達成に至らず 病児・病後児保育事業 目標達成
	②親子の居場所づくりの推進	子育て支援センターや児童館において、親子が安心して楽しめる居場所づくりに努めています。
	③子育て相談・指導・情報提供体制の整備	子育て支援センターは、遊びや仲間づくりの場を数多く提供することで、相談しやすい場となり参加者が増加しています。
	④子育て支援ネットワークの構築及び団体の育成	町民活動支援センターが開設され、子育てに関するボランティア活動なども支援しています。

(2)後期行動計画の保育事業にかかる数値目標の達成状況

		平成21年度実績	平成26年度目標	達成状況 (平成26年4月1日現在)	
通常保育事業	児童数（定員）	700人	820人	900人	達成
	児童数（就園）	716人	816人	951人	達成
	か所数	9か所	10か所	10か所	達成
延長保育事業	利用児童数	302人	333人	266人	達成率79.8%
	か所数	6か所	7か所	7か所	達成
休日保育事業	-	民間保育所で実施	民間保育所で実施	民間保育所で実施	
障がい児保育事業	-	全ての保育所で受入	全ての保育所で受入	全ての保育所で受入	
放課後児童健全育成事業	児童数	285人	350人	234人	達成率66.8%
	か所数	6か所	8か所	7か所	達成率87.5%
病児・病後児保育事業	病後児対応型	0か所	1か所	1か所	達成
	体調不良児型	2か所	2か所	2か所	達成
一時預かり事業	か所数	4か所	5か所	4か所	達成率80.0%
特定保育事業	か所数	0か所	4か所	4か所	達成

4 現状からみた課題と今後の方向性

①教育・保育機能・施設の充実

推計値では、今後、0歳-11歳児童数は減少傾向と予測されている一方で、保育所や認定こども園に対するニーズは実績を上回っています。今後こうしたニーズに対応するため、教育・保育機能を併せ持つ施設整備、民間活力の導入、教育・保育分野の連携（質の向上）等を検討・推進し、教育・保育の体制を充実していくことが必要となっています。

②子育て支援事業の拡充・見直し

本町の教育・保育体制は比較的充実したものとなっていますが、「放課後児童健全育成事業」は、現状の受入量を上回るニーズがみられます。また、平成27年3月現在、町では実施していない「子育て短期支援事業（ショートステイ）」については、ニーズ調査において利用希望はありません。したがって、これらの事業については、今後、支援の拡充・見直しを行い、各発達段階に応じた切れ目のない支援体制を構築していくことが必要となっています。

③支援が必要な方への取り組み、経済的な支援の見直し等

ニーズ調査からは、少数ではあるものの、「日常的に親族・友人等に子どもを預かってもらえない」「相談する場所・人がいない」などの意見のほか、障がいに対する理解を求める意見もあり、本当に支援が必要な人に、必要な支援・取り組みが行き届くように努めていくことが求められています。また、経済的な支援については、子育て家庭の負担軽減などを目的とし、支援が必要な人に効果的に行き届くよう、社会の状況等を踏まえながら、必要に応じて見直しを検討していきます。

④その他の支援

本計画の策定においては、教育・保育等の施設や支援の充実以外にも、公園などの遊び場の確保、防災・防犯体制の構築、食育、地産地消、要保護児童への対応など、子どもにとって何が大切かを追求し、必要な取り組みを推進していくことが重要となっています。

第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念

国では、子どもが成長・発達していく過程を、「自然な心身の成長に伴い、人が能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度等を獲得していく過程」⁷として捉えています。その中で、特に重要なのが乳幼児期であり、「心情、意欲、態度、基本的生活習慣等」生涯にわたる人格形成の基礎が培われるのが乳幼児期だと考えられています。

そして、「乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である」ことを謳っています。

同時に国では、子育ての第一義的な責任は「父母その他の保護者」にあり、子ども・子育て支援とは、「保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと」と規定し、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を掲げています。

しかし、その一方で、子育てをめぐる現状は厳しく、結婚や出産をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人が少なくありません。

このような中、本町では、価値観が多様化する中で、画一的なものではなく、子ども「一人ひとり」に適切な支援を実施することを理想として以下に掲げる基本理念を定めます。

壬生町子ども・子育て支援事業計画：基本理念

**一人ひとりに寄り添って、希望を未来につなぐ、
壬生町子育て支援。**

⁷ 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」平成25年7月内閣府 子ども・子育て会議（第5回）資料

2 基本目標

計画の基本理念「一人ひとりに寄り添って、希望を未来につなぐ、壬生町子育て支援。」を実現するために、以下に掲げる4つの基本目標を設定し、子ども・子育て支援にかかる施策や事業を推進します。

【基本目標1】

子どもが心身ともに健やかに成長できる教育・保育環境の整備と子育て支援の推進

新たな制度に基づいた乳幼児期の教育・保育環境を整備するとともに、量と質の両面で親子ともに満足できる教育・保育の体制を整えます。

また、家庭、教育・保育施設（保育所、幼稚園等）、学校、地域社会が有機的に連携できる体制を整え、豊かな人間性や思いやりの心をもった子どもを育み、心身ともに健やかに成長できる地域社会の形成を推進します。

さらに、子育ての基盤となる各家庭を地域全体で支えることができるような施策を講じます。

【基本目標2】

母性並びに子どもの健康の支援の推進

子育ての主体となる親の健康保持を支援するとともに、生まれてきた子どもが安心して成長できるよう、母子保健を中心とした保健医療環境を整え、不慮の事故や疾病へも、不安なく対応できる体制を整備します。

【基本目標3】

安心して、妊娠、出産、子育てのできる生活環境の整備

新たに親となることに伴う、子育てへの不安や負担感を軽減し、子育ての楽しさを実感できるような施策を実行するとともに、住環境、交通環境の整備、安全・安心な親子の居場所となれる遊びの空間の創出、仕事と子育ての両立支援などの施策を推進します。

【基本目標4】

子どもの人権・安全の確保と保護を必要とする児童・家庭への支援の推進

小さきもの、弱きものである子どもたち。その生存や人権は、流動化を強める社会環境の中で、日々危険に曝されています。時には生まれた家庭でさえ安住の地とならない事態がみられるようになっていきます。交通事故や犯罪、あるいは、いじめや虐待のような危険や危機的状況から子どもを守るため、教育・保育施設、警察、地域社会が協力・連携し、子どもが危険に陥ることがない地域社会の構築を目指します。

また、ひとり親家庭や障がい児、虐待児童等、保護を必要とする子どもや家庭に対して、的確な支援ができるような施策を実施します。

3 施策体系

壬生町子ども・子育て支援事業計画：基本理念

**一人ひとりに寄り添って、希望を未来につなぐ、
壬生町子育て支援。**

基本目標1

子どもが心身ともに健やかに成長できる教育・保育環境の整備と子育て支援の推進

- (1) 多様なニーズに対応する教育・保育サービスの充実（主要課題1）
 - 〔施策1〕 乳幼児期の教育・保育サービスの充実
 - 〔施策2〕 生きる力の育成に向けた学校教育環境や放課後関連事業等の整備
- (2) 児童の健全育成の推進（主要課題2）
 - 〔施策3〕 児童の体験活動の推進
 - 〔施策4〕 スポーツ・イベントによる心身の育成の推進
 - 〔施策5〕 文化活動による心の育成の推進
 - 〔施策6〕 家庭教育への支援の推進
 - 〔施策7〕 世代間交流の推進
- (3) 子育て相談・指導・情報提供体制の整備（主要課題3）
 - 〔施策8〕 子育て相談・指導・情報提供体制の整備
 - 〔施策9〕 子育て支援ネットワークの整備と地域支援団体等の育成
- (4) 子どもの地域とのふれあいや社会参加の推進（主要課題4）
 - 〔施策10〕 子どもの地域とのふれあいや社会参加の推進
- (5) 一般的な子育て家庭に対する経済的支援（主要課題5）
 - 〔施策11〕 乳幼児期の子育て家庭への経済的支援
 - 〔施策12〕 就学のための経済的支援

基本目標2

母性並びに子どもの健康の支援の推進

- (1) 子どもや母親の健康の確保（主要課題6）
 - 〔施策13〕 子どもや母親の健康の確保
 - 〔施策14〕 医療にかかる経済的支援の推進
- (2) 思春期保健の充実（主要課題7）
 - 〔施策15〕 思春期保健の充実
- (3) 小児医療体制の整備（主要課題8）
 - 〔施策16〕 小児医療体制の整備
- (4) 食育の推進（主要課題9）
 - 〔施策17〕 食育の推進
- (5) 不妊・不育対策の推進（主要課題10）
 - 〔施策18〕 不妊対策の推進
 - 〔施策19〕 不育対策の推進

基本目標3

安心して、妊娠、出産、子育てのできる生活環境の整備

(1) 子育て家庭の住環境と親子の居場所の整備（主要課題 11）

- 〔施策 20〕 良好な居住環境の確保
- 〔施策 21〕 公園維持管理事業の推進
- 〔施策 22〕 親子の居場所づくりの推進

(2) 安全な道路・交通環境の整備（主要課題 12）

- 〔施策 23〕 道路・交通環境の整備

(3) 防犯環境の整備（主要課題 13）

- 〔施策 24〕 防犯施設の整備

(4) 仕事と子育ての両立の推進（主要課題 14）

- 〔施策 25〕 仕事と子育ての両立への支援

(5) 男女共同による子育ての推進（主要課題 15）

- 〔施策 26〕 男女共同による子育ての推進

基本目標4

子どもの人権・安全の確保と保護を必要とする児童・家庭への支援の推進

(1) 児童虐待の予防・対応の推進（主要課題 16）

- 〔施策 27〕 児童虐待防止対策の推進

(2) 交通安全・防犯対策の推進（主要課題 17）

- 〔施策 28〕 交通安全対策の推進
- 〔施策 29〕 防犯対策の推進

(3) 子どもの人権擁護の推進（主要課題 18）

- 〔施策 30〕 子どもの人権の啓発

(4) 青少年健全育成の推進（主要課題 19）

- 〔施策 31〕 青少年健全育成の推進

(5) ひとり親家庭の自立支援（主要課題 20）

- 〔施策 32〕 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 〔施策 33〕 ひとり親家庭への経済的支援の推進

(6) 障がい児及び家庭への支援（主要課題 21）

- 〔施策 34〕 障がい児施策の推進
- 〔施策 35〕 障がい児関連の経済的支援の推進

上記に示すように、壬生町子ども・子育て支援事業計画では、基本理念を実現するために、4つの基本目標のもとに21の主要課題を掲げ、35の施策、144の事業を実施します。

4 教育・保育提供区域の設定

(1)前提条件

子ども・子育て支援新制度のもとでは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなりました。また、給付に関して、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援事業の充実が図られることとなります。

■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3～5歳	3～5歳		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし（幼児期の学校教育のみ）	学校教育の利用希望が強い	左記以外	保育の必要性あり
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○※		
	保育所			○	○
	地域型保育事業		△	△	○

※認定上は1号認定

■子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業の全体像

◇子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅等において保育を行う)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う)

◇地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援に関する事業【新設】
- ②延長保育事業
- ③放課後児童クラブ
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩ファミリー・サポート・センター事業
- ⑪妊婦健康診査
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新設】
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新設】

(2)教育・保育提供区域の設定

① 教育・保育提供区域の考え方

「子ども・子育て支援法第 61 条」により、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域について、国の考え方は以下のようになっています。

【区域設定における主な国の考え】（子ども・子育て支援法に基づく基本指針案 参照）

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、町域全体等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

② 本町における提供区域の設定

本町は、昭和 29 年、30 年に壬生町・稲葉村・南犬飼村の 3 町村が合併編入により誕生しましたが、以来 50 年以上町村合併を経験しておらず、その間積み重ねてきた歴史から強固な社会的一体性を保って現在に至っています。したがって、本計画の策定に際しても、町全体を一つの区域として、教育・保育提供の事業計画を策定することとします。

また、教育・保育事業以外のすべての子ども・子育て支援事業についても、町全体を一つの事業提供区域として計画を定めていくこととします。

第4章 施策の展開

1 子どもが心身ともに健やかに成長できる教育・保育環境の整備と子育て支援の推進【基本目標1】

(1) 多様なニーズに対応する教育・保育サービスの充実(主要課題1)

① 現状と課題

平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」等に基づき、平成27年度から新たな「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

これまで本町では、認可保育所の新設や既設保育所の弾力的運用を図ることにより、保育受入枠の確保に努めるとともに、私立幼稚園の協力も得て、各年度の教育・保育事業については待機児童を出すこともなく、円滑な運営を行ってきました。

また、少子高齢化が進む一方で、就労形態の多様化や女性の社会進出の増加にともない、教育や保育に対するニーズは多様化し、延長（時間外）保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等のニーズが高まっています。

新制度となる本計画では、平成25年度に実施したニーズ調査の結果やこれまでの受入実績等を踏まえて、各事業の量の見込みを算出し、その見込み量に合わせて、事業ごとに確保の方策（目標事業量）を定めています。

ニーズの多様化に対処する教育・保育事業の量の確保については、このように本計画の中である程度明確に示すことができていますが、課題となるのが、今後の質の確保です。当面の教育・保育ニーズは増加する傾向にありますが、全国的に少子高齢化が進行しており、本町もまたその例外ではない状況下で、中長期的には確実に児童人口は減少していくことが予想されます。今後は、人口減少の傾向を見据えて、事業の担い手の確保や質の向上等を進めていくとともに、町立保育所の統廃合や認定こども園の普及を検討・推進していくこととします。

また、乳幼児期の成長を経た子どもたちが生きる力を身に付けていくためには、学校における教育環境を整備することも重要です。

本町では、ALT（外国語指導助手）による、生の英語にふれる授業を実施するとともに、中学生の海外派遣事業を実施しています。各小中学校においては、少人数指導も取り入れており、習熟度別学習やチームティーチングによる子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導に努めています。このほか、臨海自然教室による自然体験や共同生活体験、職場体験を通じた勤労体験や地域の方々との交流など様々な体験機会の充実にも努めています。

学校の施設は、小中学校全校において、老朽化に伴う劣化が進んでいることから、毎年修繕等が必要となっており、今後も各学校からの要望に応じて順次対応していく必要があります。

② 〔施策1〕乳幼児期の教育・保育サービスの充実

■事業 No.1-1 特定教育・保育事業

担当部署：こども未来課

子ども・子育て支援法の新制度に基づく乳幼児期の特定教育・保育事業施設（認定こども園、幼稚園、保育所）について、認定区分別の量の見込みに応じた施設定員を確保します。なお、利用ニーズに対応していくため、保育の質を維持しつつ、必要に応じて、町立保育所を中心に定員の見直しをしていくこととします。

⇒量の見込みと確保策（目標事業量）

（単位：人）

		1年目（平成27年度）					2年目（平成28年度）				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み(①)		489	223	366	115	381	474	215	355	116	376
(他市町の子ども)		72	4	38	13	42	72	4	38	13	42
確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	町内 0 他市町 50	162	町内 379 他市町 6	98	町内 294 他市町 16	町内 0 他市町 50	162	町内 379 他市町 6	98	町内 294 他市町 16
	(他市町の子ども)	72	4	38	13	42	72	4	38	13	42
	(確認を受けない幼稚園)	439	65				439	65			
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育等)										
	認可外保育施設										
	小 計(②)	561	231	423	111	352	561	231	423	111	352
過不足(②-①)		0	4	19	▲ 17	▲ 71	15	12	30	▲ 18	▲ 66

		3年目（平成29年度）					4年目（平成30年度）				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み(①)		469	213	350	114	375	461	208	344	113	373
(他市町の子ども)		72	4	38	13	42	72	4	38	13	42
確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	町内 421 他市町 50	245	町内 379 他市町 6	114	町内 359 他市町 16	町内 421 他市町 50	245	町内 379 他市町 6	114	町内 359 他市町 16
	(他市町の子ども)	72	4	38	13	42	72	4	38	13	42
	(確認を受けない幼稚園)										
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育等)										
	認可外保育施設										
	小 計(②)	543	249	423	127	417	543	249	423	127	417
過不足(②-①)		2	32	35	0	0	10	37	41	1	2

		5年目（平成31年度）				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み(①)		457	206	341	112	369
(他市町の子ども)		72	4	38	13	42
確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	町内 421 他市町 50	245	町内 379 他市町 6	114	町内 359 他市町 16
	(他市町の子ども)	72	4	38	13	42
	(確認を受けない幼稚園)					
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育等)					
	認可外保育施設					
	小 計(②)	543	249	423	127	417
過不足(②-①)		14	39	44	2	6

■事業 No.1-2 延長（時間外）保育事業

担当部署：こども未来課

通常保育時間の前後の延長（時間外）保育は、現在、7か所の保育所で実施しています。

今後も、働く女性の増加や就労形態の多様化等に対応するため、継続的に実施し、今後5年間は上限200名の受入体制を確保します。

⇒量の見込みと確保策（目標事業量）

延長保育事業		平成27年度 （1年目）	平成28年度 （2年目）	平成29年度 （3年目）	平成30年度 （4年目）	平成31年度 （5年目）
①量の見込み	人	190	186	184	181	179
	箇所数	7	7	7	7	7
②確保の内容	人	200	200	200	200	200
	箇所数	7	7	7	7	7
②-①	人	10	14	16	19	21
	箇所数	0	0	0	0	0

■事業 No.1-3 休日保育事業

担当部署：こども未来課

日曜・祝日等の保護者の勤務等により、児童が保育に欠けている場合、休日の保育を行います。引き続き、私立保育所で実施します。

■事業 No.1-4 障がい児保育事業

担当部署：こども未来課

現在、すべての保育所で障がい児の受入れを行っています。障がいのあるなしに関わらず、誰もが分け隔てなくサービスを受けられるよう、今後も同様の体制で実施します。

■事業 No.1-5 病児・病後児保育事業

担当部署：こども未来課

保護者が、勤務の都合上やむを得ない事情により、病気の回復期にある児童を保育所等に預けなければならない場合、保育所等での集団保育が困難な期間、一時的に児童を受け入れて保育します。また、保育所において体調不良となった児童を一時的に保育します。

現在、病後児対応型1か所、体調不良児型2か所、病後児対応型では、1日当たり合計3人を上限とする受入体制となっています。

今後も現在の受入体制を維持し、継続実施していきます。

⇒量の見込みと確保策（目標事業量）

病児・病後児保育事業		平成27年度 （1年目）	平成28年度 （2年目）	平成29年度 （3年目）	平成30年度 （4年目）	平成31年度 （5年目）
①量の見込み	人日	600	600	600	600	600
	箇所数	3	3	3	3	3
②確保の内容	人日	600	600	600	600	600
	箇所数	3	3	3	3	3
②-①	人日	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0

■事業 No.1-6 一時預かり事業

担当部署：こども未来課

保護者の急病、不規則あるいは短時間勤務等、あるいは、居宅で保育している家庭における保護者の育児疲れの解消等、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、保育所や幼稚園等で一時的な預かり保育を行う事業です。

現在、幼稚園4か所、認可保育所5か所で事業を実施していますが、今後も事業を継続するとともに、より利用しやすい体制を整えていきます。

⇒量の見込みと確保策（目標事業量）

一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)			平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	1号認定による利用	人日	4,417	4,273	4,215	4,124	4,091
	2号認定による利用	人日	3,416	3,304	3,259	3,189	3,163
	計	人日	7,833	7,577	7,474	7,313	7,254
	箇所数		4	4	4	4	4
②確保の内容	人日		7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
	箇所数		4	4	4	4	4
②-①	人日		▲ 333	▲ 77	26	187	246
	箇所数		0	0	0	0	0

一時預かり事業 (在園児対象型を除く)		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日	10,560	10,381	10,288	10,160	10,057
	箇所数	5	5	5	5	5
②確保の内容	人日	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
	箇所数	5	5	5	5	5
②-①	人日	▲ 60	119	212	340	443
	箇所数	0	0	0	0	0

■事業 No.1-7 私立保育所・認定こども園等施設整備補助事業

担当部署：こども未来課

私立保育所、認定こども園等に対して施設整備を助成し、待機児童の解消や延長保育、休日保育等多様化する保育ニーズへの対応に努めます。

■事業 No.1-8 広域保育委託・受託事業

担当部署：こども未来課

町外にある保育所・認定こども園に入所（委託）させたり、町外の児童を受入（受託）したりすることにより、保育所利用者の利便を図っていきます。

■事業 No.1-9 町立保育所の施設整備（統廃合）事業

担当部署：こども未来課

新たな教育・保育事業の体制の中で、認可保育所（町立保育所、私立保育所等）、認定こども園、幼稚園、地域型保育等のあり方を探りながら、町立保育所の目指すべき方向について検討し、統廃合を進めていきます。

■事業 No.1-10 ファミリー・サポート・センター事業

担当部署：こども未来課

子育て中の保護者が、急用や病気、リフレッシュ、冠婚葬祭など「困ったな、都合がつかない」といった時に、『預けたい人』と『預かる人』のネットワークを作り、地域で子育てを助け合う会員組織で、相互に援助し合う活動を支援します。また、会員に対して意見交換の場としての交流会や講習会を開催してスキルアップを図ります。

現在1か所のセンターを設置、運営していますが、今後はより多くの保護者の参加を促すよう、支援を行います。

⇒量の見込みと確保策（目標事業量）

ファミリー・サポート・センター事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	132	134	134	137	133
	箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	人日/年	180	180	180	180	180
	箇所数	1	1	1	1	1
②-①	人日/年	48	46	46	43	47
	箇所数	0	0	0	0	0

■事業 No.1-11 子育て短期支援事業（ショート・ステイ）

担当部署：こども未来課

保護者が、疾病、疲労、事故等の身体的、精神的な理由により、児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等で短期間の養育、保護を行う事業です。

平成25年度に実施した調査結果では利用希望はありませんでした。また、これまでに本町には実施可能な施設がなく、利用実績也没有ありません。

今後5年間の経過をみて、必要性があると判断されたときには、広域的な確保策も含めて検討を行います。

③ 【施策2】生きる力の育成に向けた学校教育環境や放課後関連事業等の整備

■事業 No.1-12 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

担当部署：こども未来課、生涯学習課

就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生を対象として、授業の終了後に遊び場や居場所等を提供し、児童の健全な育成を図ります。

現在、放課後児童クラブは、高学年の児童まで含めるとニーズを満たしていない状況にありますが、今後、毎年1か所ずつ新設し、4年目には360人の受入体制を確保します。

⇒量の見込みと確保策（目標事業量）

放課後児童健全育成事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人	347	354	353	356	349
	箇所数	9	9	9	9	9
②確保の内容	人	270	300	330	360	360
	箇所数	7	8	9	9	9
②-①	人	▲ 77	▲ 54	▲ 23	4	11
	箇所数	▲ 2	▲ 1	0	0	0

また、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごしながら、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型の放課後クラブ及び放課後子ども教室（放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業）の計画的な整備を進めます。

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

	平成 26 年度	平成 31 年度
児童数	126 人	150 人
か所数	4 か所	5 か所
回 数	10 回	12 回

放課後子供教室の目標事業量

	平成 26 年度	平成 31 年度
児童数	126 人	150 人
か所数	4 か所	5 か所
回 数	10 回	12 回

■事業 No.1-13 外国語指導助手による外国語活動の充実

担当部署：学校教育課

外国語指導助手を、各中学校及び壬生小学校に配置し、英語学習の充実を図ります。さらに、各小学校への外国語指導助手の派遣回数を増やすなど、外国の文化等を取り入れながら、小学校における外国語活動の充実を図ります。

■事業 No.1-14 宿泊体験活動推進事業

担当部署：学校教育課

小学生を対象に、集団で宿泊しながら、自然体験をはじめ、共同生活体験、社会体験など、学校外の生きた教材や生活場面での直接体験を通して生きる力を育めるよう事業を行います。

■事業 No.1-15 マイ・チャレンジ推進事業

担当部署：学校教育課

「学校・家庭・地域が力を合わせて地域の子どもを育成する」ことを趣旨として、中学2年生を対象に、地域の方々とふれあいなど、5日間の社会体験活動を通し、「共に生きる心」や「感謝の心」の育成を図ります。

■事業 No.1-16 論語の素読

担当部署：学校教育課、生涯学習課

県内で最も早くできた藩校「学習館」（1713年設立）で実践されていた「論語」の素読を行うことで、言語文化としての古典に親しむ態度を育成するとともに、壬生藩学の特色について理解を深め、郷土に対する誇りと愛着を育みます。

また、平成25年度には、冊子『壬生論語古義抄』を作成し、今後、町内の小中学生全員への配布を継続することとします。

■事業 No.1-17 こどもエコクラブの推進

担当部署：生活環境課

こどもエコクラブの活動を推進することにより、子どもの環境に対する意識とエコロジー精神を育みます。

■事業 No.1-18 中学生国際交流推進事業

担当部署：学校教育課

町内の中学生を海外に派遣し、現地でのホームステイや中高生との交流を通じて、外国語による表現力や理解力を高めるとともに、国際感覚豊かな生徒の育成と国際交流の推進を図ります。

■事業 No.1-19 学校地域支援ボランティア推進事業

担当部署：生涯学習課

学校の教育活動や地域行事等の中で、地域住民が子ども支援ボランティアとして自らの教育力を発揮しながら子どもにかかわる諸活動を展開し、子どもたちが地域住民とのかかわりあいを通して社会性や郷土愛など、豊かな人間性を育めるよう推進します。

(2)児童の健全育成の推進(主要課題2)

① 現状と課題

少子化、都市化、生活様式や意識の変化などにより、遊び等を通した子ども同士の活動、地域の方々や自然・文化等とふれあう機会が少なくなり、子どもたちは自らの体験を通して学び、成長することが難しくなっています。

このような中、本町では、子どもが健全に成長できるよう様々な事業を実施してきました。児童館では、親子教室「なかよしルーム」や「ミッキータイム」において、おもちゃ遊びや手遊び、体操、絵本の読み聞かせなどを通して、親子のふれあいや参加者同士の交流ができる場を提供するとともに、小学生教室、プチ工作、世代間交流、年4回の祭り等の開催によって、遊びや交流を通して子どもたちが健康で心豊かに育つことができるよう努めています。

また、子どもたちに不足している体験活動を提供するため、子どもたちが自由に遊べる場として、宿泊研修、ドッジボール大会、カルタ取り大会、子ども学び遊び塾等を実施しております。

このほか、幼児から参加できるゆうがおマラソン大会を始め、しののめ花祭り、歴史民俗資料館における企画展や特別展の開催等、スポーツ・イベント、文化活動等を充実させることによって、様々な体験、交流の機会の提供に努めています。

今後も引き続き取り組みを進め、豊かな人間性や自立心を育み、児童の健全な育成に努めることが重要です。

② 【施策3】児童の体験活動の推進

■事業 No.1-20 児童館における体験教室

担当部署：こども未来課

児童館では、なかよしルーム、ミッキータイム、小学生教室、プチ工作、世代間交流、年4回の祭り等の開催によって、遊びや交流を通して子どもたちが健康で心豊かに育つことができるよう努めます。

■事業 No.1-21 みぶホリデーアクションプラン

担当部署：生涯学習課

子どもたちに不足している体験活動を提供するため、子どもたちが自由に遊べる場として、宿泊研修、ドッジボール大会、カルタ取り大会、子ども学び遊び塾等の体験活動を通して、異なる年齢集団との交流を図るとともに、地域支援ボランティアが趣味や特技を生かした講座を開催し、大人と子どもの交流を図ります。

③ 【施策4】スポーツ・イベントによる心身の育成の推進

■事業 No.1-22 しなのめ花祭り開催事業

担当部署：商工観光課

毎年、多くの町民が参加する、しののめ花祭りに、親子の参加を呼びかけ、親子同士や地域住民と交流し、また、お祭を楽しむことにより、親の気分転換や子どもたちの心身の健全育成を図ります。

■事業 No.1-23 学校体育施設開放事業

担当部署：スポーツ振興課

学校施設を子どもたちがスポーツなどの地域活動の場として利用し、生涯スポーツの普及と子どもたちの心身の健全育成を図ります。

■事業 No.1-24 総合型地域スポーツクラブ等の運営

担当部署：スポーツ振興課

総合型地域スポーツクラブは、町民総スポーツ活動の推進及び各世代・地域・種目間の交流の促進、住民の健康増進、心身の健全育成が図られることなどが期待されます。「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを楽しめるよう、その運営のための支援を積極的にしていきます。

■事業 No.1-25 健康ふくしまつり開催事業

担当部署：健康福祉課

健康維持・増進・福祉に関する総合的な普及、啓発のため、健康ふくしまつりを開催し、住民の健康づくりと福祉に対する意識の向上を図ります。

■事業 No.1-26 ゆうがおマラソン大会の開催

担当部署：スポーツ振興課

幼児から参加できるゆうがおマラソン大会では、年齢に応じたクラスにエントリーできます。親子ペアでは家族のふれあいや親子の絆を深める良い機会となっています。また、町民の健康増進や子どもたちの体力向上に寄与しています。

■事業 No.1-27 ふれあいプールへの招待

担当部署：スポーツ振興課

小中学生及び幼児とその保護者に、ふれあいプールの無料入場券を配布し、子どもたちの心身の健全育成を図ります。

④ 【施策5】文化活動による心の育成の推進

■事業 No.1-28 学校利用推進事業

担当部署：生涯学習課

児童や保護者を含む多くの住民に学校へ出向いて頂き、「郷土の人物」「論語の素読」「かんぴょうむきの体験」等を中心とした講義を行い、郷土に誇りと愛着を持ってもらうよう活動を継続していきます。

■事業 No.1-29 音楽鑑賞会開催等事業

担当部署：生涯学習課

町施設振興公社が主催の音楽会等に、子どもたちや親子の参加を呼びかけることにより、文化芸術活動への関心を高め、豊かな感性の育成を図ります。また、各種の文化活動への活発な参加及び実践を促します。

■事業 No.1-30 企画展開催事業

担当部署：生涯学習課

郷土の歴史や文化等を紹介する企画展・特別展に、子どもたちや親子の参加を呼びかけ、郷土の歴史や文化等を知り、郷土を愛する心の育成を図ります。

■事業 No.1-31 移動図書館運営事業

担当部署：生涯学習課

各地域の拠点である小学校へ専用車で巡回して図書を貸出し、子どもの本に対する関心を高め、豊かな心を育みます。

⑤ 【施策6】家庭教育への支援の推進

■事業 No.1-32 就学時健康診断時等を活用した「子育て・親育ち講座」

担当部署：生涯学習課

小学校の就学時健診の際、保護者を対象に「子育て・親育ち講座」を実施し、保護者の子育てに対する不安等を軽減するとともに、保護者同士のゆるやかなつながりの構築を図ります。

■事業 No.1-33 小学3年生の子をもつ親のための「子育て・親育ち講座」

担当部署：生涯学習課

家庭における子育てやしつけなどの在り方を見つめ直してもらうとともに、親の子どもに対するかかわり方などを考える内容の講座を開催し、家庭の教育力の向上を図ります。

■事業 No.1-34 思春期の子をもつ親のための「子育て・親育ち講座」

担当部署：生涯学習課

小中学校において、授業参観など保護者が集まる機会を活用して、小学校6年生と中学校2年生の保護者を中心に「子育て・親育ち講座」を実施し、保護者の思春期の子どもに対する不安等を軽減するとともに、家庭の教育力の向上を図ります。

⑥ 【施策7】世代間交流の推進

■事業 No.1-35 いきいきふれあい応援事業

担当部署：生活環境課

地域の世代間交流を推進するため、自治会や育成会で行う事業を補助します。

■事業 No.1-36 コミュニティ活動助成事業

担当部署：生活環境課

地域の世代間交流を推進するため、睦・安塚コミュニティで行う事業を補助します。

(3)子育て相談・指導・情報提供体制の整備(主要課題3)

① 現状と課題

初めて子育てに臨む母親や父親が抱く悩みや不安は決して軽いものではありません。核家族化が進行する中で、祖父母等の経験者からの助言が得にくくなり、孤立して不安に苛まれる保護者の負担や不安の軽減、解消を図るため、子育てに関する相談体制を充実させるほか、最近では気軽に親子が交流できる場づくりや、子育てに必要な情報の提供が重要となります。

本町では、保育所や子育て支援センター等で子育て・育児に関する相談に応じているほか、教育相談室において、電話や面接による教育相談を実施しています。また、適応指導教室「ひばり」では、不登校の子どもに対し、一人ひとりが自分に合った活動が出来るよう援助しながら自立を促すとともに、学校生活への適応を図るための支援を行っています。

交流や情報の場としては、子育て支援センター「ひよこ」や生涯学習館のあそびの広場があります。「ひよこ」では、おもちゃを出して自由に遊べる空間で、赤ちゃん連れが安心して遊び、同年齢の子どもを持つ保護者が情報の交換をしあい、友だち作りや仲間づくりをして交流を図っています。読み聞かせ・ベビーマッサージ・ハイハイレース・チャピー・ベビーチャピー等の年齢に合わせた各種行事を開催しています。

生涯学習館では、親子ふれあいサロン・すくすく広場・ポケットカフェなどで気軽に親子で楽しめるプログラムを開催しています。

さらに、各種サービス等の子育て支援に関する情報が、それを必要としている保護者等に的確に届くよう子育てマップを配布するとともに、広報紙やホームページ等にも情報を掲載しています。

今後も子育てに関する相談や交流の場の提供を通して子育てに関する悩みや不安の軽減に努めるとともに、誰もが受け取りやすく、わかりやすい情報の提供に努めていく必要があります。

その一方、子育て家庭が安心して子育てを行うには、さらに地域のネットワークを密にし、関係する諸団体の活動を支援していくことも求められています。

町社会福祉協議会や町民活動支援センターとの連携のもと、子育てに関する住民活動の推進やボランティアの育成に努めています。また、児童館を利用している子どもの保護者や地域ボランティアに関心のある方で組織する母親クラブが行っている児童館や地域でのボランティア活動を支援するなど、活動の場や団体同士の情報交換の場を提供しています。

今後も関係機関、関係団体相互の連携強化に努めるとともに、子育てに関わる住民活動の奨励やボランティアの育成、また、情報や活動の場の提供等を通じて支援していくことが求められます。

②【施策8】子育て相談・指導・情報提供体制の整備

□（新規）事業 No.1-37 利用者支援事業

担当部署：こども未来課

子どもや保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ（学童クラブ）等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行なう事業として新制度で新たに法制化された事業です。

こども未来課では、新たに総合的な相談窓口を設置して、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番相応しいメニューを、確実かつ円滑に利用できるように相談に応じます。

⇒量の見込みと確保策（目標事業量）

利用者支援		平成27年度 （1年目）	平成28年度 （2年目）	平成29年度 （3年目）	平成30年度 （4年目）	平成31年度 （5年目）
①量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	箇所数	1	1	1	1	1
②－①	箇所数	0	0	0	0	0

■事業 No.1-38 地域子育て支援センターにおける相談事業

担当部署：こども未来課

子育てに悩む保護者が増加する中、未就学児とその保護者を対象に、子育てに対する相談やふれあい遊び・仲間づくりを促進し、子育てへの悩みの解消を図ります。また、町の子育てに関する情報の発信拠点としてタイムリーな子育て情報を提供します。

⇒量の見込みと確保策（目標事業量）

地域子育て支援拠点事業		平成27年度 （1年目）	平成28年度 （2年目）	平成29年度 （3年目）	平成30年度 （4年目）	平成31年度 （5年目）
①量の見込み	人回/年	10,560	10,464	10,392	10,320	10,200
	箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	人回/年	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
	箇所数	1	1	1	1	1
②－①	人回/年	440	536	608	680	800
	箇所数	0	0	0	0	0

■事業 No.1-39 教育相談・情報提供事業

担当部署：こども未来課

幼稚園において、子育て相談を行っています。今後も、継続して実施し、保護者の子育ての悩みの解消を図っていきます。

■事業 No.1-40 教育相談員配置事業

担当部署：学校教育課

教育相談員を配置し、相談体制を充実させることで、子どもの不登校の未然防止に努めるとともに、不登校の子どもに対しては、適応指導教室「ひばり」で学校生活への適応を図るための支援を行うなど、きめ細かな支援を行い学校、家庭、関係機関が連携した地域ぐるみの環境整備を図ります。

■事業 No.1-41 子育てマップの普及促進

担当部署：こども未来課

出産、母子保健、子育て、教育等の情報はもとより、民間や地域の情報等を網羅した子育てマップを、ホームページに掲載する等の手段で利用を促進することで、子育てに関する総合的な情報を提供します。

■事業 No.1-42 インターネット活用事業

担当部署：総合政策課、こども未来課

町のホームページにおいて、子育て家庭や地域住民等に、子育てに関する情報を提供します。

■事業 No.1-43 広報紙発行事業

担当部署：総合政策課

町の広報紙において、子育て家庭や地域住民等に、子育てに関する情報を提供します。

■事業 No.1-44 家庭教育オピニオンリーダー子育て支援

担当部署：生涯学習課

子育てや家庭教育に関する様々な問題とその在り方を学ぶため、乳幼児・小学生の親を対象として、生涯学習館等を拠点に講座・子育てサロン・育児相談・読み聞かせなどの活動を展開し、子育てや家庭教育に励む親たちの心の支えとなります。

■事業 No.1-45 教育委員会ホームページ整備事業

担当部署：学校教育課

教育委員会及び各学校のホームページを維持管理し、学校からの情報を発信することで、開かれた学校づくりを推進します。

③ 【施策9】子育て支援ネットワークの整備と地域支援団体等の育成

■事業 No.1-46 生涯学習リーダーの養成・研修

担当部署：生涯学習課

多岐にわたる生涯学習ニーズに対応するため、各分野における専門的知識を習得させるための研修会の周知、斡旋等により指導者の育成を図ります。

■事業 No.1-47 社会教育団体育成事業

担当部署：生涯学習課

教育行政を推進していく上で民間の活力は重要です。特に、各分野において、地域の団体等の協力が不可欠であり、より良い子育て環境の形成を目的として、各地域団体の育成を図っていきます。

■事業 No.1-48 幼稚園地域子育て等推進事業

担当部署：こども未来課

子ども遊び場確保事業、未就園児親子教室事業、幼児教育に関する各種講座開催事業等の幼稚園が行う様々な活動を支援し、子どもたちの豊かな人間性の育成を図ります。

■事業 No.1-49 保育所、幼稚園、学校等との連携

担当部署：こども未来課、学校教育課

保育所・幼稚園・学校等による情報の共有化や相互交流等の場を設け、児童虐待等の早期発見や特別支援教育の充実を図ります。

■事業 No.1-50 子ども会育成会連絡協議会事業

担当部署：生涯学習課

町内の子ども会育成会の相互の連携を図り、町の子ども会がともに健全な活動ができるよう支援します。

■事業 No.1-51 地域組織活動育成費補助事業

担当部署：こども未来課

子育てにかかる活動をしている地域組織活動団体（母親クラブ）に助成を行い、その活動を支援します。

■事業 No.1-52 ボランティアセンター活動助成事業

担当部署：健康福祉課

子育てや障がい者（児）に対する住民のボランティア活動を支援するため、ボランティアセンター活動費として町社会福祉協議会へ助成を行い、地域福祉活動の充実強化を図ります。

(4)子どもの地域とのふれあいや社会参加の推進(主要課題4)

① 現状と課題

都市化の進展や価値観等が変化する中で、子どもの地域との関係が希薄になり、また、積極的に社会参加する意識も希薄になっています。

本町の豊かな自然や農業の体験学習、地域活動を通して、地域とのふれあいや社会参加を促し、豊かな人間性や自立心の育成を図ることが課題となります。

② 【施策 10】子どもの地域とのふれあいや社会参加の推進

■事業 No.1-53 平地林保全対策推進事業

担当部署：農政課

現在、「わんぱく北っ子の森」（壬生北小学校）、「わんぱく睦っ子の森」（睦小学校）の2か所を学習林として管理し、子どもが自然とのふれあいを楽しみながら、自然の尊さや仕組みを理解してもらうとともに、自然を守る意識の高揚を図り、子どもの健全な育成を推進しています。

今後も、子どもたちの自然とのふれあいの場の拡充に努めます。

■事業 No.1-54 子どもの社会参加の推進

担当部署：生涯学習課

子どもたちが、地域の行事や社会奉仕活動等に積極的に参加するよう、啓発の機会や参加の場を提供し、自立心・自己有用感や地域を愛する心の育成を図ります。

(5) 一般的な子育て家庭に対する経済的支援(主要課題5)

① 現状と課題

不安なく子育てを行っていくためには、何よりも経済的な裏づけが必要です。

本町では、子どもの成長段階に応じて、子育て家庭に対する経済的な支援を、可能な範囲で行っています。これらの施策については、それぞれ支援を受けられる条件が異なりますが、なるべく多くの子育て家庭の負担を軽減できるよう、これからも引き続き推進していきます。

② 〔施策 11〕 乳幼児期の子育て家庭への経済的支援

■事業 No.1-55 子どもを持つ親への手当の支給

担当部署：こども未来課

子育てを社会全体で支えるため、国の施策に従い、児童を養育する保護者に児童手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

■事業 No.1-56 こんにちは赤ちゃん事業

担当部署：こども未来課

生まれた子ども 1 人につき、出生時に誕生祝い金として、1 万円を支給します。

■事業 No.1-57 保育料免除事業

担当部署：こども未来課

保育所・幼稚園（施設給付型）・認定こども園に入園する子どもについては、2 人以上いる場合、第 2 子の保育料が半額免除となります。また、第 3 子以降の保育料については同時入所・入園にかかわらず全額免除とし、経済的負担の軽減を図ります。

■事業 No.1-58 幼稚園就園奨励費補助事業

担当部署：こども未来課

子どもを幼稚園（私学助成対象）に就園させている世帯に対して、保育料等をその負担能力に応じて助成することにより、経済的負担を軽減し、幼稚園への就園を奨励します。

■事業 No.1-59 幼稚園すこやか子育て支援事業

担当部署：こども未来課

第 3 子以降の子どもを幼稚園（私学助成対象）に通園させている場合、同時入園にかかわらず、保育料を全額助成します。また、2 人以上同時に就園している場合、第 2 子の保育料を半額助成します。

□（新規）事業 No.1-60 実費徴収に係る補足給付を行う事業

担当部署：こども未来課

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。

③ 【施策 12】 就学のための経済的支援

■事業 No.1-61 就学援助事業

担当部署：学校教育課

経済的理由のため、就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、就学援助をします。

■事業 No.1-62 奨学金支給事業

担当部署：学校教育課

町内中学校卒業生に対して、一定の条件のもとに、高等学校の学費の一部を援助し、経済的負担の軽減を図ります。

■事業 No.1-63 スクールランチサポート事業

担当部署：学校教育課

保護者の経済的負担の軽減を図るため、小中学校の学校給食費の一部として月 500 円、年額 5,500 円を補助します。

2 母性並びに子どもの健康の支援の推進【基本目標2】

(1)子どもや母親の健康の確保(主要課題6)

① 現状と課題

母子健康手帳交付時には、「みぶまち子育て応援ぶっく」を使用し、妊娠から出生後に受けられるサービスについて周知を行うとともに、妊娠中の生活状況のアンケートをもとに、保健師による健康相談を実施しています。

また、妊娠中の方には妊婦健康診査を実施し、疾病・異常の予防や早期発見・早期治療に努めるとともに、保健師や母子保健推進員による訪問指導を実施しています。

保健福祉センターで実施している母親学級においては、地域での仲間づくりも目的としており、今後、本町で子育てしやすい環境づくりの基盤となるよう実施しています。

乳幼児やその保護者には、相談や健康診査を通じて支援を行っています。今後も、生後4か月までの家庭に対しては、乳児家庭全戸訪問事業として、母子保健推進員等が全戸訪問を行うほか、保健師・助産師による新生児訪問事業を行うことで、母子の健康保持と育児不安への早期対応を図り、成長に合わせて相談や健康診査等を実施することが重要です。

② 【施策13】子どもや母親の健康の確保

■（拡大）事業 No.2-1 妊婦健康診査

担当部署：こども未来課

妊婦の健康の保持、増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施します。また、多胎妊娠に対しては安心して出産できる環境整備を整えるため、妊婦健診の公費負担の回数を拡大します。

⇒量の見込みと確保策（目標事業量）

妊婦健康診査		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人/年	304	303	300	297	293
②確保の内容	人/年	304	303	300	297	293
②－①	人/年	0	0	0	0	0

■事業 No.2-2 母子健診事業

担当部署：こども未来課

乳幼児期の健康の保持、増進を図るため、健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見や成長発達に応じた子育て支援を行います。

また、健診時には、子どもの発達を確認するほか、母親（父親）のメンタルヘルスケアにも重点をおき、必要な支援を行います。

■事業 No.2-3 母子健康手帳交付事業

担当部署：こども未来課

妊娠届出時には、「みぶまち子育て応援ぶっく」を使用し、妊娠から出生後に受けられるサービスについて周知を行うとともに、妊娠中の生活状況のアンケートを基に、保健師による健康相談を実施し、母子健康手帳を交付します。

■事業 No.2-4 児童環境づくり事業

担当部署：こども未来課

妊娠から出生、子育てに関して一貫した母子保健対策を実施していく中で、母子保健の充実・子育て支援センターの充実に努めます。

また、病院や県の健康福祉センターと連携し、若年妊婦等、ハイリスク者に対し、早期から支援体制を整え、問題を抱える妊婦・子どもに対しては、地域関係機関と連携を密にとり、支援していきます。

■事業 No.2-5 予防接種事業

担当部署：こども未来課

予防接種法に基づき、各種予防接種を実施し、感染症から子どもの健康を守ります。また、任意予防接種については、接種費用の一部助成を行うことで、保護者に対する経済的支援を行い、より多くの感染症予防に努めます。

■事業 No.2-6 母子保健推進員配置事業

担当部署：こども未来課

母子保健推進員が地域と行政のパイプ役として、子育ての経験を活かす、妊産婦・乳幼児の家庭訪問や健診・教室での活動、また、子育て支援センター事業への協力など、幅広い活動の中で子育て支援をしていきます。

また、保育所・幼稚園の年長児を対象に、禁煙キャラバン隊として、タバコの害についての啓発活動を行います。

今後も、地域の顔として育児不安や悩みの相談に応じ子育てを支援します。

■事業 No.2-7 母親学級（両親学級）

担当部署：こども未来課

妊娠、出産、子育てについての教室を開催します。1回目は両親を対象とした教室とし、妊婦の栄養・休養、父親の育児参加、父親としての役割について、2回目は母親を対象とし、出生時の呼吸法や乳房の手入れの仕方等、助産師の講話も含めた内容で実施していきます。

■事業 No.2-8 母乳育児支援事業

担当部署：こども未来課

母乳育児全般について、助産師・保健師による個別相談を実施し、子どもの発育に合わせた支援を行い、母親に安心感を与えられるように努めます。

■事業 No.2-9 ふれあいブックスタート支援事業

担当部署：こども未来課

子どもの豊かな心とことばを育むため「絵本」を介し、親子の絆を深め楽しい子育てを支援します。（10 か月児健診時に、読み聞かせボランティアの協力で、読み聞かせ実施後に絵本を配布します。）

■事業 No.2-10 乳児家庭全戸訪問事業

担当部署：こども未来課

子育てによる保護者の孤立化を防ぐため、保健師・助産師・母子保健推進員が4 か月健診前のすべての乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスを提供することにより、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境整備を図ります。

⇒量の見込みと確保策（目標事業量）

乳児家庭全戸訪問事業		平成27年度 （1年目）	平成28年度 （2年目）	平成29年度 （3年目）	平成30年度 （4年目）	平成31年度 （5年目）
①量の見込み	人/年	290	289	286	283	279
②確保の内容	人/年	290	289	286	283	279
②－①	人/年	0	0	0	0	0

■事業 No.2-11 養育支援訪問事業

担当部署：こども未来課

養育支援が特に必要と判断した家庭に対して、安定した児童の養育を確保し、児童虐待を未然に防止するために、保健師やヘルパーによる育児支援・家事援助を行います。

⇒量の見込みと確保策（目標事業量）

養育支援訪問事業		平成27年度 （1年目）	平成28年度 （2年目）	平成29年度 （3年目）	平成30年度 （4年目）	平成31年度 （5年目）
①量の見込み	人/年	10	10	10	10	10
②確保の内容	人/年	10	10	10	10	10
②－①	人/年	0	0	0	0	0

■事業 No.2-12 幼稚園健康対策事業

担当部署：こども未来課

疾病等の早期発見や成長発達に応じた幼児教育を行うため幼稚園の嘱託医への報酬を補助します。

■事業 No.2-13 学校腎臓検診委託事業

担当部署：学校教育課

腎臓疾患等の早期発見を目的に小中学校における腎臓検診を実施します。

■事業 No.2-14 学校心臓検診委託事業

担当部署：学校教育課

心臓疾患を持つ児童が適切な健康管理のもとに生活を送れるよう、小学校1年生、小学校4年生、中学校1年生を対象に、小中学校において心臓検診を実施します。

③ 【施策 14】医療にかかる経済的支援の推進

■事業 No.2-15 妊産婦医療費助成事業

担当部署：こども未来課

妊産婦が妊娠中あるいは出産した翌月末までの医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。

■（拡大）事業 No.2-16 こども医療費助成事業

担当部署：こども未来課

疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健やかな育成を図るため、中学校 3 年生までの医療費（保険診療の自己負担分）を窓口負担のない現物給付にて助成します。

■事業 No.2-17 養育医療費助成事業

担当部署：こども未来課

出生体重が 2000 g 以下又は身体の機能が未熟なまま生まれた乳児の 1 歳までの入院に対して、医療費（保険診療の自己負担分）及び食事療養費を助成します。

(2)思春期保健の充実(主要課題7)

① 現状と課題

思春期は、子どもから大人への過渡期であり、心身の発達のアンバランスなどから不安定になる時期であると言えます。このような時期における人工妊娠中絶や性行動にかかわる問題、あるいは、薬物の乱用、喫煙、飲酒などの問題は将来に至るまで大きく影響を及ぼすものと考えられます。

本町では各学校において、保健体育の授業を通じて性に対する正しい知識を普及するとともに、喫煙や飲酒、薬物乱用等の問題について、その害を広報に掲載するなどの情報提供や各学校において薬物乱用防止教室を開催するなど予防に努めています。

また、不登校やひきこもりなど、思春期における問題が多様化・深刻化する中、家庭・学校・地域が連携をとり、問題を抱えた、子どもと保護者に対し、支援体制を整える必要があります。

今後も、子どもたちが健やかに成長するため、自らの健康や生・性に対する正しい知識の習得を支援することが重要です。

② 〔施策 15〕 思春期保健の充実

■事業 No.2-18 子どもの心の健康づくり対策事業

担当部署：学校教育課、健康福祉課、こども未来課

小学校において、担任・養護教諭・保健師が連携し、性教育を行っています。

今後も性教育の実施とともに、思いやりやさしさ等についての教育を行い、子どもの豊かな心の育成に努めます。

また、関係機関と連携し、身体的・精神的に問題を抱えた子ども及び保護者が相談しやすい体制を整えます。

■事業 No.2-19 喫煙対策

担当部署：学校教育課、健康福祉課、こども未来課

「健康みぶ21計画」の一環として、タバコの害についての健康教室を実施しています。町内幼稚園・保育所においては、母子保健推進員の協力のもと、各小中学校においては、養護教諭と連携し指導啓発を行い、未成年者には喫煙させない環境整備及び歩きタバコ等に対するマナーの啓発を推進します。

(3)小児医療体制の整備(主要課題8)

① 現状と課題

小児医療は安心して子どもを産み育てる基盤となることから、体制整備が重要と考えられます。栃木県においては周産期医療の充実や小児の高度専門医療の提供に努めており、本町においても、在宅当番医師委託事業や、救急医療対策推進事業等により、夜間や休日の救急患者に対する救急医療体制を整備しています。

現在、救急医療のコンビニ化や大病院志向により、二次・三次救急を担う病院の救急外来への集中が顕著となっており、適切な救急医療を提供できなくなる恐れがあります。

「かかりつけ医」を持ち、早めの受診を心がけ、子どもによくある病気やケガの家庭での対応について、周知、啓発を図ります。

また、医療が必要な子どもと保護者に対し、入院時から在宅に向けての支援を開始し、必要なサービスの提供ができるよう、医療機関と連携することがますます重要です。

② 【施策 16】 小児医療体制の整備

■事業 No.2-20 在宅当番医師委託事業

担当部署：健康福祉課

町内の医師会に一次救急医療を委託し、医療体制の整備を図ります。（日曜・祝日）

■事業 No.2-21 小児二次救急医療支援事業

担当部署：健康福祉課

管内においての小児一次救急二次救急医療を支援します。

a) 初期小児救急医療（休日・夜間）：栃木地区急患センター

b) 二次救急医療体制（入院を要する小児科診療を行う救急病院）：獨協医科大学病院

(4)食育の推進(主要課題9)

① 現状と課題

子どもの心身の健康には健全な食生活が欠かせません。

本町では、保育所、幼稚園、小中学校の給食や、「親子の食育教室」等各種教室において、食事の大切さや楽しさ、食事のマナー等についての教育を行い、子どもたちの“生きる力”の育成に努めています。

保育所では、畑で野菜を園児と一緒に栽培し、生産収穫体験を通して、食への理解を深める活動をしています。また、「楽しく食べようニュース」を配布し親子の食育教育に努めています。

学校では、栄養教諭や学校栄養職員が中心となり、給食管理と子どもへの食の指導を行っています。栄養教諭・学校栄養職員が専門的な立場で子どもに関わることで、食育の効果の向上に努めるとともに、保護者に対しては、「食育だより」や「給食だより」の配布、ホームページの食育ページを通じて、食に関する知識の普及や理解の促進、食育推進に向けたPRが重要です。

②【施策17】食育の推進

■事業 No.2-22 母子栄養事業

担当部署：こども未来課

母親学級において、妊娠期からの栄養バランスの知識と大切さを指導しています。

離乳食教室においては、生後4～5か月の乳児の保護者に、離乳食を含めたバランスのとれた食事、母乳や子育てについて、栄養士が指導・相談を行っています。

今後も、健やかな成長を育むために、食事の大切さや楽しさ、バランスの良い食事を指導するとともに、随時個別の相談に応じるなど、妊娠期からの食育の推進に努めます。

■事業 No.2-23 地産地消推進事業

担当部署：農政課

生産者、学校、関係団体等と連携し、子ども達が食について自ら学び、実践できるような体制を整備するとともに、安全・安心で新鮮な農産物の生産を目指し、農業に対する理解促進を図ります。

■事業 No.2-24 子どもの食育教室事業

担当部署：こども未来課、健康福祉課、学校教育課

児童館や保育所・学校等と連携を取り、「子どもの料理コンクール」や「親子の食育教室」等各種教室を活用し、親子で調理・共食を体験するとともに、食に関する基本所作を修得する機会を提供します。

■事業 No.2-25 食育推進計画の見直し

担当部署：農政課

食育推進計画を見直し、健全な食生活の実現に向けた取り組みを推進します。

(5)不妊・不育対策の推進(主要課題 10)

① 現状と課題

子どもを望んでも恵まれず、不妊・不育に悩む夫婦の為に、経済的支援と適切な情報を提供することが求められています。

現在本町では、不妊治療に対しては、治療の内容を特定することなく、国・県の制度で実施している所得制限も設けずに、治療された方への治療費の補助を行っています。

また、平成 27 年度より、妊娠はしても流産等を繰り返してしまう不育症への治療費の助成を実施する予定です。

今後本町としては、補助制度について町民の方への情報を提供し、周知を図ります。

② 〔施策 18〕 不妊対策の推進

■事業 No.2-26 不妊治療費補助事業

担当部署：こども未来課

不妊治療費について、国、県の制度等で、給付を受けた金額を差し引いた額に、上限を設けた上で、補助します。

■事業 No.2-27 不妊対策についての情報提供

担当部署：こども未来課

不妊治療に対する助成等についての情報を提供します。

③ 〔施策 19〕 不育対策の推進

□（新規）事業 No.2-28 不育治療費補助事業

担当部署：こども未来課

不育治療費について、上限を設けた上で、補助します。

□（新規）事業 No.2-29 不育対策についての情報提供

担当部署：こども未来課

不育治療に対する助成等についての情報を提供します。

3 安心して、妊娠、出産、子育てのできる生活環境の整備【基本目標3】

(1)子育て家庭の住環境と親子の居場所の整備(主要課題 11)

① 現状と課題

子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てをするためには、安全で、ゆとりがあり、子育てに適した住環境の整備が求められます。住環境とは幅広い範囲を指す言葉ですが、ここでは親子が安心して暮らすことのできる住宅の整備を課題としています。

その一方、広義の住環境を考えた場合、住居だけではなく、周囲の生活空間の全てを住環境としてとらえることも可能です。

本町には、総合公園などの大規模な公園や小中規模の公園が多数ありますが、この恵まれた環境を安らぎの場・憩いの場、交流の場、遊びや運動の場等として活用し、また、身近な場所での居場所づくりに活用して、親の気分転換や子どもの健全育成等を図ることが課題となります。

② 【施策 20】良好な居住環境の確保

■事業 No.3-1 土地区画整理事業

担当部署：都市計画課

子育て推進の良好な住宅環境モデル地区となるような公園・歩道の整備、防災対策や子育てに適した住宅建築など居住環境の確保に努めます。

■事業 No.3-2 町営住宅入居優遇制度

担当部署：建設課

18歳未満の児童が3人以上いる世帯への優先的入居や、未就学児のいる世帯の入居収入基準を緩和するなど、一般住宅困窮者よりも有利な条件で町営住宅に入居できる制度を実施します。

③ 【施策 21】公園維持管理事業の推進

■事業 No.3-3 公園維持管理事業

担当部署：都市計画課

老朽化した施設や遊具などを計画的に点検・整備・改修するとともに、バリアフリー化等の改修を行い、利用者が使いやすく安全な公園の維持管理を図ります。

④ 【施策 22】 親子の居場所づくりの推進

■事業 No.3-4 児童館事業を活用した親子の居場所づくり

担当部署：こども未来課

児童館では、幼児を持つ親子が集う、「なかよしルーム」や「ミッキータイム」、児童を中心とした、「小学生教室」、「プチ工作」、地域住民との世代間交流等を通じて児童館の機能・内容の充実を図り、子どもたちの健全育成に努めるとともに、親子の居場所づくりを推進します。

■事業 No.3-5 地域子育て支援センターにおける親子の居場所づくり

担当部署：こども未来課

おもちゃを出して自由に遊べる空間で、乳児を含む親子が安心して楽しめる居場所をつくっています。同年齢の子どもを持つ保護者が情報を交換し、友達や仲間をつくり、交流を図れるようにします。

子育て支援センターでは、乳児を対象とした「ベビーマッサージ」、1歳前後の幼児を対象とした「ハイハイレース」、就園前の子どもと保護者を対象とした身長体重測定、手形足型取り、誕生会を行う「チャピー」「ベビーチャピー」、読み聞かせ、親子で楽しめる講座等の開催を通じて、機能や内容の充実を図ります。

(2)安全な道路・交通環境の整備(主要課題 12)

① 現状と課題

子育て家庭が安全・安心に生活できるためには、子どもの視点、子ども連れの視点に立った道路交通環境の整備が必要です。

本町では、カーブミラーや区画線、ガードレール等の交通安全施設を設置するなど道路交通環境の整備を通じて交通事故の防止に努めてきました。

今後も引き続き、道路交通環境の向上に努め、子どもや子ども連れの親が安心して外出できるようにまちづくりを考えていく必要があります。

② 〔施策 23〕 道路・交通環境の整備

■事業 No.3-6 交通安全施設整備事業

担当部署：生活環境課

カーブミラーや区画線、ガードレール等の整備・修繕を行い、交通事故防止を図ります。

■事業 No.3-7 歩道整備事業

担当部署：建設課

通学路などの道路の歩道の整備や、必要に応じて歩道橋の改修や建替えを県に要望していくことで、子どもの通学時の安全性を確保するとともに、親子が安心して出かけられる交通環境の整備を推進します。

■事業 No.3-8 駅前広場整備事業

担当部署：都市計画課

駅前広場のロータリー化や停車帯の設置、バリアフリー歩道の新設等により、親子のみならず、住民が安心して通行できるよう整備を継続します。

(3)防犯環境の整備(主要課題 13)

① 現状と課題

子どもを対象とした犯罪が多発する昨今、それらの犯罪を未然に防止する取り組みは重要さの度合いを増しています。

本町では、安全・安心なまちづくりを目指し、犯罪の起きにくい環境整備の一環として、防犯灯の設置や、既存施設の維持修繕を図り、通学路等の安全確保や犯罪のないまちづくり、青少年等の非行の未然防止等に努めています。

今後も引き続き防犯環境の整備に努める必要があります。

② 〔施策 24〕 防犯施設の整備

■事業 No.3-9 防犯灯整備事業

担当部署：生活環境課

明るい通学路・街並みの整備を図り、通学路以外の場所についても、人目が届くように明るい地域づくりに貢献できるよう努めます。

(4)仕事と子育ての両立の推進(主要課題 14)

① 現状と課題

共働き世帯の増加や労働時間の高止まりなどを背景に、これまでの働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を社会全体で推進することが、仕事と子育ての両立を支援するための大きな柱となっています。

子育てをしながら働いている方への配慮や子育てに対する理解が得られ、すべての方が仕事と生活のバランスが取れた多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、意識の向上や事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発が引き続き求められています。

また、男女問わず仕事と子育てを両立するには、育児休業制度の活用が有効であるものの、依然として男性の取得者が少ないことや、事業所によっては制度が十分活用されていない場合があります。

平成 25 年度に実施したニーズ調査では、子どもが生まれた時、育児休業を取得したかどうかを質問したところ、母親では 32.5%が「取得した（取得中である）」と回答していますが、53.5%は「働いていなかった」と回答し、13.9%は「取得していない」と回答しています。

一方、父親では、96.3%が「取得していない」と回答しており、「取得した（取得中である）」という回答はわずかに 1.9%のみでした。

男女問わず育児休業等が取得できる環境づくりをはじめ、仕事と子育てが両立できる環境づくりに向けた支援が求められています。

② 〔施策 25〕仕事と子育ての両立への支援

■事業 No.3-10 就労環境改善の職場への啓発

担当部署：商工観光課

産休、育児休業の取得の推進や働き方の見直しなどについて労働局などと連携し、町内の企業や職場などに啓発を行い、出産・子育てに適した就労環境の改善を図ります。

■事業 No.3-11 就労情報の提供

担当部署：商工観光課

再就職や就職についての情報を、ハローワーク等と連携し提供します。

(5)男女共同による子育ての推進(主要課題 15)

① 現状と課題

家庭における子育ては夫婦それぞれが担うものであり、ともに協力して行っていくことが重要です。この点、男性の子育てや家事にかかる時間は以前より増えてきてはいるものの、依然として女性が仕事も子育ても家事も担っているという状況がみられることから、その負担は大きいものと考えられます。

本町では、男性がより一層子育てに対する自覚が持てるよう両親学級を開催し、出産や子育てについて男性が学習できる場を提供しています。

男性も子育てに関する正しい知識を習得する場として、育メン教室を引き続き開催していく必要があります。

② 〔施策 26〕男女共同による子育ての推進

■事業 No.3-12 両親学級の開催

担当部署：こども未来課

子育ては女性だけが担うものではなく、男性も積極的に参加するように、男性にも出産や子育てについての学習の場を提供します。

■事業 No.3-13 男女共同参画推進事業

担当部署：生涯学習課

男女共同による子育ての啓発を行い、父親のみならず、町民の意識改革を図り、男女共同参画を推進します。

■事業 No.3-14 育メン教室の開催

担当部署：こども未来課

女性への負担が多い家事・育児について、男性の協力が得られるよう、子育てに不慣れな男性にもわかりやすい子育て講座や、子どもとのふれあい遊びを紹介し、積極的に子育てを楽しむ育メンを増やしていきます。

また、育メンが集える場所を提供し、男性の育児参加が継続的に行われるよう促します。

4 子どもの人権・安全の確保と保護を必要とする児童・家庭への支援の推進【基本目標4】

(1)児童虐待の予防・対応の推進(主要課題 16)

① 現状と課題

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を与え、健やかな成長や発達に大変な影響を及ぼすとともに、近年ではそれが保護者による児童の殺害にいたる結果となるような陰惨な事件となる場合もみられます。このような児童虐待は、本来あってはならないものですが、社会環境の変化に伴い、そのような児童虐待は確実に増加する傾向にあります。発生の予防とともに早期の発見、対応が図られなければなりません。

本町では、児童虐待の発生予防と早期発見に向けて、壬生町要保護児童対策地域協議会を設置することで、関係機関との連携の強化を図ってきました。また、乳幼児期における各種健診、相談等を通じて、子育てに関する不安や悩みを軽減、解消することで児童虐待の発生予防にも努めるとともに、今後もより見守りの態勢を強化していく必要があります。

児童虐待の背景にはDV（ドメスティック・バイオレンス）が存在する場合もあることから、DVへの対策を含めて、児童虐待に対する取り組みを一層強化していくことが求められています。

② 【施策 27】 児童虐待防止対策の推進

■事業 No.4-1 要保護児童対策地域協議会の充実

担当部署：こども未来課

児童福祉法に規定する要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、児童相談所、学校、保育所等の関係機関、関係団体が連携のもとで対応します。

■事業 No.4-2 児童虐待等に対する相談窓口の運営

担当部署：こども未来課、健康福祉課

こども未来課の相談窓口において、児童虐待や障がい相談を含む子育てに関する相談全般を受け止め、地域の民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、必要な助言・指導を行うことで、児童虐待等に対する取り組みの強化を図ります。

■事業 No.4-3 児童環境づくり基盤整備事業

担当部署：こども未来課

乳幼児健診や育児相談等の際、育児不安や悩みの相談・指導等を行っています。

今後は母子保健推進員の家庭訪問や子育て支援センターでの育児支援等の関係機関が連携を強化し、児童虐待の未然防止に努めます。

■事業 No.4-4 DV対策との連携確保

担当部署：こども未来課

配偶者に暴力をふるっている親がいる家庭では、直接児童に危害を加えるわけではなくとも、DVの現場を子どもに見せることで、心理的虐待を行っていることと同じことになり、その行為は、紛れもなく児童虐待の一つとなります。

このような観点から、児童虐待に対する適切な保護や支援を図るために、DV対策に関連する主たる担当課・関係機関と連携を図っていきます。

(2)交通安全・防犯対策の推進(主要課題 17)

① 現状と課題

子どもは成長するにつれ、家の中から外へと行動範囲が広がります。道路へ飛び出したり、停まっている車の前後を急に横断するなど、子どもたちは交通社会の中で大人には思いもよらない行動をとります。子どもの交通事故を防止するため、こうした行動の危険性を子どもが理解し、事故を防ぐための習慣や態度を習得することが必要となります。

本町では、県交通安全教育センターのマロニエ号（交通安全教育車）を活用した交通安全指導や模擬交差点体験などを通じて楽しみながら身に付く交通安全教室を開催することで、子どもの交通安全に対する意識の向上に努めています。朝の登校時には、町内8小学校区の通学路において、交通指導員が立哨指導を行っているほか、下校時の安全ボランティアとしてスクールガードを住民から募集し、学校から家までの道のりを一緒に帰るなど子どもの安全対策にも努めています。

また、子どもが犯罪被害者となる凶悪事件が全国で発生していることから、こうした犯罪から子どもを守る取り組みも必要となります。

保育所において、警察官を講師として防犯教室を行うことで、子どもの防犯知識の習得を図るとともに、防犯組合の活動を支援し、犯罪の防止に努めています。

子どもたちを交通事故や犯罪の被害から守るため、今後も地域全体で子どもを守るための取り組みを進めていくことが求められます。

② 【施策 28】交通安全対策の推進

■事業 No.4-5 交通安全教室の開催

担当部署：生活環境課

保育所や幼稚園、小学校において、町交通教育指導員が窓口になり、県交通安全教育センターのマロニエ号（交通安全教育車）を活用した交通安全指導や模擬交差点体験など楽しみながら身に付く交通安全教室を開催しています。

今後は、多発する子どもの交通事故に対応するため、内容を再検討し、より多くの方々が参加できるような教室を開催し、小さいうちからしっかりと正しい交通ルールを身につけられるよう努めます。

■事業 No.4-6 交通指導員の配置事業

担当部署：生活環境課

朝の登校時の子どもの安全を確保するため、交通指導員を町内8小学校区の通学路に一定数配置し、立哨指導を行います。

③【施策29】防犯対策の推進

■事業 No.4-7 防犯教室の開催

担当部署：こども未来課、学校教育課

保育所や学校において、警察官を講師として防犯教室を行っています。

今後も、凶悪化する犯罪に対応するため、子どもたちはもとより保育士に対しても緊急時の対応等について、実践を交えた教室を開催し、安全で安心できる環境づくりに努めます。

■事業 No.4-8 防犯運動事業

担当部署：生活環境課

町内4地区（壬生・稲葉・南犬飼・睦）の防犯組合への助成により、組合の防犯活動を支援し、地域の安全確保に努めていきます。

■事業 No.4-9 地域・学校・警察等との連携

担当部署：生活環境課

「安全安心まちづくり推進協議会」を設置し、町・警察・学校・防犯組合等の横の連携を強化し、地域全体から犯罪を無くし、万一、事件が起きた場合にも速やかに対応できるようにします。また、地域・学校・警察等がより一層緊密な連絡を取り合い、地域全体で子どもの防犯対策に取り組みます。

■事業 No.4-10 安心して登下校できる住民運動の推進

担当部署：生涯学習課

登下校時の安全ボランティア（スクールガード）を募集するなど、地域住民に登下校時の見守りを呼びかけ、地域全体で子どもを交通事故や犯罪から守ります。

(3)子どもの人権擁護の推進(主要課題 18)

① 現状と課題

子どもが持つ人権は、子どもに与えられる特別な保護とケアへの配慮を伴うものであり、両方の実の親との関係を維持する権利を含み、基本的な食事の必要を満たし、国家が費用を負担する普遍的な教育を受け、体のケアを受け、子どもの年齢と発達の度合いから見て適切な刑事法の適用を受け、人間としての独自性を発揮する権利を含んでいるものです。そのような、子どもの人権を守っていくためには、子どもが虐待から身体的にも精神的にも感情的にも自由になることを援助する必要があります。

本町でも、子どもへの犯罪や児童虐待などの防止のため、子どもの人権や権利についての啓発が求められています。

② 【施策 30】子どもの人権の啓発

■事業 No.4-11 子どもの人権の周知徹底

担当部署：生活環境課

子どもに対する啓発については、人権擁護委員と連携し、小中学生を対象に以下の啓発活動を推進します。

小学生に対しては、毎年小学校2校を選定しての「人権の花」運動や人権書道コンテストを実施し、優秀作品は人権週間に中央公民館において展示します。また、中学生に対しては、壬生中学校と南犬飼中学校での人権講話・ビデオフォーラムや人権作文コンテストを実施します。

これらの活動は、人権尊重の重要性・必要性について理解を深めてもらうとともに、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的に実施します。また、これらは「広報みぶ」に掲載し、広く町民に対し周知し人権思想の啓発に努めます。

(4) 青少年健全育成の推進(主要課題 19)

① 現状と課題

自動販売機や書店、コンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を掲載した雑誌やビデオ、コンピュータソフト等が販売されており、また、テレビやパソコン、携帯電話のインターネット上でも、有害な情報が発信され、子どもへの悪影響が懸念されています。

本町では、自動販売機や書店、コンビニエンスストア等への立入調査を行い、有害図書等の管理などの指導や協力の要請を行うとともに、子どもと親を対象に、携帯電話におけるトラブルの防止等をテーマとした講話を開催するなど、子どもが有害情報に巻き込まれないよう、その対策に努めてきました。

また、壬生町青少年健全育成実施委員会の支援のもと、自治会等で地域懇談会が開催されており、地域で子どもを育てる上で自治会等では何ができるかななどの話し合いや子どもに関わる情報交換が行われています。

このほか、中学2年生を対象として、標語の募集を行うことで、非行防止や犯罪の未然防止等に向けた啓発に努めています。

今後も引き続き、子どもの健全育成に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

② 〔施策 31〕 青少年健全育成の推進

■事業 No.4-12 青少年健全育成標語募集

担当部署：生涯学習課

青少年を非行から守り犯罪の未然防止と更生のために、町内在住の中学2年生を対象に、標語を募集し、広く町民に普及啓発を図り、青少年健全育成活動を推進します。

■事業 No.4-13 青少年を取り巻く有害環境浄化の推進

担当部署：生涯学習課

栃木県及び下都賀管内の市町と連携して、青少年に有害な図書等を販売する書店、ビデオ店、コンビニエンスストア等を定期的に調査し、状況を把握し、適切な販売方法等の指導に努めます。

また、有害図書等を販売する自販機については、地権者及び管理者を定期訪問し、有害図書等の販売に関する現状を伝えた上で、撤去に対する協力依頼を行っていきます。

■事業 No.4-14 「壬生の子どもをみんなで育てよう」運動の実施

担当部署：生涯学習課

21世紀を担う子どもたちを健全に育てるために、家庭・学校・地域が連携し様々な事業を展開します。

- ・子どもと親を対象に、インターネットや携帯電話のトラブルなどをテーマとした講話等を実施します。
- ・自治会等を対象に青少年健全育成地域懇談会を開催します。

■事業 No.4-15 街頭指導、パトロールの実施

担当部署：生涯学習課

将来ある青少年の豊かな生活と人格の形成を目指し、催し会場及び町内を深夜時に巡回し、定期的な指導を実施します。

■事業 No.4-16 青少年健全育成実施委員会の支援

担当部署：生涯学習課

町内関係機関団体が積極的に力を合わせ、青少年健全育成に取り組んでいる活動を支援します。

(5)ひとり親家庭の自立支援(主要課題 20)

① 現状と課題

死別や離婚等、様々な理由により、母子・父子家庭となった、ひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭は、子育てについて多くの問題や負担をかかえており、相談体制の整備や経済的支援などが求められています。

② 【施策 32】ひとり親家庭の自立支援の推進

■事業 No.4-17 母子寡婦福祉事業

担当部署：こども未来課

ひとり親家庭の方の経済的自立を助け、扶養している子どもの福祉を増進するため、各種資金について低利での貸付けや就労支援についての案内をします。

■事業 No.4-18 ひまわり会運営費補助事業

担当部署：こども未来課

ひとり親家庭の自立、福祉向上などを目的とした「壬生町ひまわり会」の活動を補助します。

③ 【施策 33】ひとり親家庭への経済的支援の推進

■事業 No.4-19 ひとり親家庭医療費助成事業

担当部署：こども未来課

18 歳未満の子どものいるひとり親家庭及び、両親のどちらかが身体障がい者 1・2 級の家庭に対して、医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。

■事業 No.4-20 児童扶養手当

担当部署：こども未来課

ひとり親家庭の生活の安定と社会的自立及び児童の健全育成を図るために、児童扶養手当を支給します。

■事業 No.4-21 遺児手当

担当部署：こども未来課

両親または片親が死亡しているなどの家庭に対し、義務教育修了前の子どもの福祉の増進を図るため、遺児手当を支給します。

(6)障がい⁸児及び家庭への支援(主要課題 21)

① 現状と課題

障がいのある子どもの親の中には、子どもの介護に重い負担を背負っている方が少なくありません。また、療育や障がいのない子どもとの交流などにおいて、様々な問題に直面しています。このため、障がい福祉サービス等によって生活支援が充分に行われることはもとより、各種相談体制の充実を図るなど障がいの早期発見、早期療養に努め、障がいのある子どもの社会的自立に対する支援を充実させることが必要となります。

本町では、障がい児をもつ家庭等からの各種相談に応じるとともに、福祉サービスに関する情報の提供や利用の助言等、必要な支援を行っています。

また、こども発達支援センター「ドリームキッズ」において、障がいのある小学6年生までの子どもとその家族への専門的指導として、関係機関の協力のもと、小児科医による相談や作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、音楽療法士による療育を定期的に実施するなど、日常生活の基本動作の習得に向けた訓練や集団生活への適応訓練、療育指導等を行っています。

今後も、関係機関との連携のもと、相談支援や生活支援などのサービスの充実に取り組むことが必要です。

② 〔施策 34〕 障がい児施策の推進

■事業 No.4-22 障がい児通所事業

担当部署：こども未来課

こども発達支援センタードリームキッズにおいて、心身に障がいのある児童を対象に、家庭から通園して日常生活の基本的動作訓練や集団生活への適応訓練を行うとともに、ライフステージに応じた相談等の各種サービスの提供の拠点として、障がい児に対する支援を行います。

■事業 No.4-23 日中一時支援事業

担当部署：健康福祉課

在宅で介護をしている家族の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい児の日中における活動の場を確保し、日常的な見守りや支援を行います。

⁸ 「障がい」という言葉の使用は、1950年に施行された「身体障害者福祉法」において、「障害」「障害者」等の語が用いられたことに由来しますが、近年はこれらの語に関して、人権を尊重して「害」の字を避け「障がい」「障がい者」と書くべきとする動きが、当事者及びその周辺から広まり、2000年に東京都多摩市が「障がい」「障がい者」を採用して以降は、地方自治体を中心に交ぜ書きが広まりつつあります。本計画では、上記の事情を考慮し、基本的には「障がい」の表記を採用していますが、法律用語等で制度上「障害」「障害者」「障害児」と表記されているものは、そのままの漢字表記としています。

■事業 No.4-24 放課後児童健全育成事業における障がい児の受入れ

担当部署：こども未来課

集団生活に支障のない軽度の障がい児について、放課後児童クラブへの受入れを行います。

■事業 No.4-25 相談支援事業の充実

担当部署：こども未来課、健康福祉課

障がい児を持つ家庭等からの各種相談に応じるとともに、福祉サービスに関する情報の提供や利用の助言等、必要な支援を行います。

■事業 No.4-26 障がい福祉サービスの充実

担当部署：健康福祉課

障がい福祉サービスを利用するにあたり、幅広く自由に選択できるよう各種サービス提供事業者の確保など基盤整備を推進するとともに、サービスの質の向上に努めます。

また、在宅の障がい児を介護している保護者などが疾病などにより介護が困難になった場合に、一時的に保護するショートステイ事業等の充実を図ります。

■事業 No.4-27 教育支援事業

担当部署：学校教育課

児童の適正な就学先を判断するため、就学指導委員会の円滑な運営を図ります。また、この委員会の答申に従い、就学する子どもの将来を考えた指導を行います。

③ 【施策 35】 障がい児関連の経済的支援の推進

■事業 No.4-28 障害児福祉手当

担当部署：健康福祉課

精神または心身に重度の障がいがあるため日常生活において、常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅の障がい児に対して、手当を支給します。

■事業 No.4-29 重度心身障害児扶養手当

担当部署：健康福祉課

重度心身障がい児を養育している家庭に対して手当を支給することにより、児童の健全育成を図ります。

■事業 No.4-30 日常生活用具給付等事業

担当部署：健康福祉課

必要に応じて、障がい児等を対象に、日常生活に必要な用具を給付または貸与します。

■事業 No.4-31 補装具費の支給

担当部署：健康福祉課、こども未来課

身体障害者手帳の交付対象児及び交付対象とならない軽度・中等度難聴児が、補聴器の装用により、言語の習得等の一定の効果が期待できる場合に、補聴器の購入や修理にかかる費用を一部支給します。

■事業 No.4-32 紙おむつにかかる費用の援助

担当部署：健康福祉課

常時紙おむつを使用している在宅の重度障がい児等に対して紙おむつにかかる費用を一部援助します。

■事業 No.4-33 重度心身障害者医療費助成事業

担当部署：健康福祉課

重度心身障がい児者の医療費（保険診療の自己負担分）を助成し、健康の保持・増進を図ります。

■事業 No.4-34 特別児童扶養手当

担当部署：こども未来課

20歳未満の障がい児等に対して、手当を支給します。

■事業 No.4-35 障がい児者タクシー料金助成事業

担当部署：健康福祉課

障がい児等が通院などでタクシーを利用する場合、料金の一部を助成し、生活圏の拡大と社会参加の促進を図ります。

■事業 No.4-36 特定疾患患者介護者手当

担当部署：健康福祉課

小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている方もしくはその介護者に対して、手当を支給します。

■事業 No.4-37 特別支援教育就学奨励事業

担当部署：学校教育課

特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学に際しての必要経費を一部補助します。

■事業 No.4-38 自立支援医療費（育成医療）

担当部署：こども未来課

児童のからだの機能を改善するために、必要な医療費を支給します。

第5章 本計画における目標事業量（再掲）

1 特定・教育保育事業

（単位：人）

		1年目（平成27年度）					2年目（平成28年度）				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み(①)		489	223	366	115	381	474	215	355	116	376
(他市町の子ども)		72	4	38	13	42	72	4	38	13	42
確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	町内 0 他市町 50	162	町内 379 他市町 6	98	町内 294 他市町 16	町内 0 他市町 50	162	町内 379 他市町 6	98	町内 294 他市町 16
	(他市町の子ども)	72	4	38	13	42	72	4	38	13	42
	(確認を受けない幼稚園)	439	65				439	65			
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育等)										
	認可外保育施設										
	小 計(②)	561	231	423	111	352	561	231	423	111	352
過不足(②-①)		0	4	19	▲ 17	▲ 71	15	12	30	▲ 18	▲ 66

		3年目（平成29年度）					4年目（平成30年度）				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み(①)		469	213	350	114	375	461	208	344	113	373
(他市町の子ども)		72	4	38	13	42	72	4	38	13	42
確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	町内 421 他市町 50	245	町内 379 他市町 6	114	町内 359 他市町 16	町内 421 他市町 50	245	町内 379 他市町 6	114	町内 359 他市町 16
	(他市町の子ども)	72	4	38	13	42	72	4	38	13	42
	(確認を受けない幼稚園)										
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育等)										
	認可外保育施設										
	小 計(②)	543	249	423	127	417	543	249	423	127	417
過不足(②-①)		2	32	35	0	0	10	37	41	1	2

		5年目（平成31年度）				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み(①)		457	206	341	112	369
(他市町の子ども)		72	4	38	13	42
確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	町内 421 他市町 50	245	町内 379 他市町 6	114	町内 359 他市町 16
	(他市町の子ども)	72	4	38	13	42
	(確認を受けない幼稚園)					
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育等)					
	認可外保育施設					
	小 計(②)	543	249	423	127	417
過不足(②-①)		14	39	44	2	6

2 地域子ども・子育て支援事業

時間外保育事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人	190	186	184	181	179
	箇所数	7	7	7	7	7
②確保の内容	人	200	200	200	200	200
	箇所数	7	7	7	7	7
②-①	人	10	14	16	19	21
	箇所数	0	0	0	0	0

病児・病後児保育事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日	600	600	600	600	600
	箇所数	3	3	3	3	3
②確保の内容	人日	600	600	600	600	600
	箇所数	3	3	3	3	3
②-①	人日	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0

一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)			平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	1号認定による利用	人日	4,417	4,273	4,215	4,124	4,091
	2号認定による利用	人日	3,416	3,304	3,259	3,189	3,163
	計	人日	7,833	7,577	7,474	7,313	7,254
	箇所数		4	4	4	4	4
②確保の内容	人日		7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
	箇所数		4	4	4	4	4
②-①	人日		▲ 333	▲ 77	26	187	246
	箇所数		0	0	0	0	0

一時預かり事業 (在園児対象型を除く)		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日	10,560	10,381	10,288	10,160	10,057
	箇所数	5	5	5	5	5
②確保の内容	人日	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
	箇所数	5	5	5	5	5
②-①	人日	▲ 60	119	212	340	443
	箇所数	0	0	0	0	0

ファミリー・サポート・センター事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	132	134	134	137	133
	箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	人日/年	180	180	180	180	180
	箇所数	1	1	1	1	1
②－①	人日/年	48	46	46	43	47
	箇所数	0	0	0	0	0

利用者支援		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	箇所数	1	1	1	1	1
②－①	箇所数	0	0	0	0	0

子育て短期支援事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0
②確保の内容	人日	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0
②－①	人日	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0

放課後児童健全育成事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人	347	354	353	356	349
	箇所数	9	9	9	9	9
②確保の内容	人	270	300	330	360	360
	箇所数	7	8	9	9	9
②－①	人	▲ 77	▲ 54	▲ 23	4	11
	箇所数	▲ 2	▲ 1	0	0	0

地域子育て支援拠点事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人回/年	10,560	10,464	10,392	10,320	10,200
	箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	人回/年	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
	箇所数	1	1	1	1	1
②－①	人回/年	440	536	608	680	800
	箇所数	0	0	0	0	0

妊婦健康診査		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人/年	304	303	300	297	293
②確保の内容	人/年	304	303	300	297	293
②－①	人/年	0	0	0	0	0

乳児家庭全戸訪問事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人/年	290	289	286	283	279
②確保の内容	人/年	290	289	286	283	279
②－①	人/年	0	0	0	0	0

養育支援訪問事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人/年	10	10	10	10	10
②確保の内容	人/年	10	10	10	10	10
②－①	人/年	0	0	0	0	0

幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進

○認定こども園について、地域の実情や施設の状況をふまえ、可能な地域から整備・検討を進め、子どもの幼児教育・保育施設利用の選択肢の拡大につとめます。

○新たなカリキュラム等、幼稚園・保育園間の人材交流を推進し、教育・保育の一体的提供の推進をはかります。

第6章 推進体制

1 計画の推進体制

壬生町子ども・子育て支援事業計画の推進は、本町行政のみで完結するものではなく、様々な関係者との連携が必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、学校、地域、その他の関係機関・団体等と協力してここに示した各事業に取り組んでいきます。

2 情報提供・周知の方法

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報や町のホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど町民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、壬生町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、町民の皆様への周知・啓発に努めます。

3 計画の評価・検証

壬生町子ども・子育て支援事業計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報紙等を通じて公表していきます。

巻 末 資 料

壬生町子ども・子育て会議条例

壬生町子ども・子育て会議委員名簿

壬生町子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

壬生町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第 1 項の規定に基づき、壬生町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策について調査審議する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 公募による者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、民生部こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

壬生町子ども・子育て会議委員名簿

平成26年度

	氏名	所属・役職名等	備考
1	荒 川 富 夫	壬生町民間保育園連合会会長(ありんこ保育園長)	事業の従事者
2	小 野 塚 聡	壬生町幼稚園連合会会長(おもちゃのまち幼稚園長)	〃
3	中 荒 井 孝 子	壬生町立保育園代表(いなば保育園長)	〃 (行政)
4	落 合 正 浩	壬生町保育園保護者代表(とおりまち保育園保護者)	保護者
5	栗 原 信	壬生町幼稚園保護者会連合会会長(おもちゃのまち幼稚園保護者会長)	〃
6	小 林 美 奈 子	壬生町母親クラブ会長	〃
7	井 上 ひ と み	獨協医科大学 看護学部小児看護学教授	学識経験者
8	小 菅 陽 子	壬生町民生委員・児童委員協議会(主任児童員)代表	〃
9	齋 藤 敦 子	家庭教育オピニオンリーダー	〃
10	市 川 幸 司	公募委員	公募
11	齋 藤 敦 子	公募委員	〃
12	大 越 悦 子	栃木県県南健康福祉センター部長補佐兼健康支援課長	行政機関
13	鈴 木 学	壬生町小中学校長会代表(東小学校長)	〃
14	渡 辺 稔 夫	壬生町教育次長	〃
15	小 平 政 美	壬生町民生部長	〃

任期:平成25年11月25日～平成27年11月24日(2年間)

事 務 局

	氏名	所属・役職名等
1	倉 井 利 一	こども未来課長
2	加 藤 真 由 美	こども未来課子育て支援係長
3	熊 倉 律 子	こども未来課母子保健係長
4	高 山 美 智 子	こども未来課課長補佐
5	大 山 朝 子	子育て支援センター所長
6	蟻 生 綾 子	児童館長

壬生町子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

実施年月日	会議名等	協議内容
平成25年11月25日	第1回 壬生町子ども・子育て会議	・委嘱状交付 ・正・副会長の選出 ・子ども・子育て支援新制度について ・ニーズ調査について
平成25年 12月7日～12月24日	壬生町子育て支援についてのアンケート調査	調査対象：町内在住の就学前の児童から無作為抽出 対象者数 1,000件
平成26年3月18日	第2回 壬生町子ども・子育て会議	・子育てに関するニーズ調査の結果について ・事業量の見込みについて
平成26年6月3日	第3回 壬生町子ども・子育て会議	・壬生町子ども・子育て支援事業計画の考え方について
平成26年7月29日	第4回 壬生町子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援制度の施設利用について ・壬生町子ども・子育て支援事業計画について (1) 事業計画のスローガン・基本理念について (2) 事業計画の量の見込みと確保方策について
平成26年8月27日	第5回 壬生町子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について ・今後の公立保育園のあり方について
平成26年10月17日	第6回 壬生町子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画の素案について
平成26年12月15日 ～ 平成27年1月14日	パブリックコメントの実施	・子ども・子育て支援事業計画素案に対する意見の募集
平成27年2月23日	第7回 壬生町子ども・子育て会議	・パブリックコメントの結果について ・子ども・子育て支援事業計画の素案について ・特定教育・保育施設及び特定地域型事業の利用者負担額について

壬生町子ども・子育て支援事業計画

すくすく みぶっこ サポートプラン ～ 元気に育て みぶっこたち ～

平成 27 年 3 月 発行

編集・発行 壬生町民生部こども未来課

〒321-0292

栃木県下都賀郡壬生町通町 12 番 22 号

TEL 0282-81-1831
